

議事日程(第9号)

平成22年3月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願の取下げの件について
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 議案第2号 由布市青少年健全育成条例の制定について
- 日程第6 議案第3号 由布市児童医療費助成に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第4号 庄内町ふるさと定住マイホーム祝金条例の廃止について
- 日程第8 議案第5号 庄内町ゆたかなふるさと定住促進条例の廃止について
- 日程第9 議案第6号 由布市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の全部改正について
- 日程第10 議案第7号 由布市行政組織条例の一部改正について
- 日程第11 議案第8号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 由布市公民館条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 由布市挾間健康文化センター条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 由布市文化財保護条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 由布市民運動場条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第18号 由布市乙丸温泉館条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 由布市消防手数料条例の一部改正について
- 日程第22 議案第20号 市道路線の認定(岳本湯の坪線)について
- 日程第23 議案第21号 竹田市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議
について
- 日程第24 議案第32号 平成22年度由布市一般会計予算
- 日程第25 議案第33号 平成22年度由布市国民健康保険特別会計予算

- 日程第26 議案第34号 平成22年度由布市老人保健特別会計予算
- 日程第27 議案第35号 平成22年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第36号 平成22年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第37号 平成22年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第38号 平成22年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第31 議案第39号 平成22年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
- 日程第32 議案第40号 平成22年度由布市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第41号 平成22年度由布市水道事業会計予算
- 日程第34 議案第42号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第35 議案第43号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

追加日程

- 日程第1 議案第44号 平成21年度由布市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第2 議案第45号 財産の取得について
- 日程第3 発議第2号 由布市長の専決処分事項に関する条例の制定について
- 日程第4 発議第3号 日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の日米密約の公表・破棄を求める意見書
- 日程第5 発議第4号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書
- 日程第6 発議第5号 保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書
- 日程第7 発議第6号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米F T Aの推進に反対する意見書
- 日程第8 発議第7号 選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対する意見書
- 日程第9 閉会中の継続審査・調査申出書
- 日程第10 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願の取下げの件について
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 議案第2号 由布市青少年健全育成条例の制定について
- 日程第6 議案第3号 由布市児童医療費助成に関する条例の制定について

- 日程第7 議案第4号 庄内町ふるさと定住マイホーム祝金条例の廃止について
- 日程第8 議案第5号 庄内町ゆたかなふるさと定住促進条例の廃止について
- 日程第9 議案第6号 由布市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の全部改正について
- 日程第10 議案第7号 由布市行政組織条例の一部改正について
- 日程第11 議案第8号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 由布市公民館条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 由布市挾間健康文化センター条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 由布市文化財保護条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 由布市民運動場条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第18号 由布市乙丸温泉館条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 由布市消防手数料条例の一部改正について
- 日程第22 議案第20号 市道路線の認定（岳本湯の坪線）について
- 日程第23 議案第21号 竹田市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議
について
- 日程第24 議案第32号 平成22年度由布市一般会計予算
- 日程第25 議案第33号 平成22年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第26 議案第34号 平成22年度由布市老人保健特別会計予算
- 日程第27 議案第35号 平成22年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第36号 平成22年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第37号 平成22年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第38号 平成22年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第31 議案第39号 平成22年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
- 日程第32 議案第40号 平成22年度由布市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第41号 平成22年度由布市水道事業会計予算
- 日程第34 議案第42号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第35 議案第43号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 追加日程
- 日程第1 議案第44号 平成21年度由布市一般会計補正予算（第8号）

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	清水 嘉彦君
教育長	清永 直孝君	総務部長	吉野 宗男君
総務課長	工藤 浩二君	財政課長	長谷川澄男君
総合政策課長	相馬 尊重君	人権・同和対策課長	衛藤 秀人君
会計管理者	佐藤 利幸君	産業建設部長	佐藤 省一君
健康福祉事務所長	秋吉 敏雄君	健康増進課長	衛藤 義夫君
環境商工観光部長	平野 直人君	挾間振興局長	米野 啓治君
庄内振興局長	佐藤 和明君	湯布院振興局長	佐藤 和利君
湯布院地域振興課長	古長 雅典君	教育次長	島津 義信君
学校教育課長	秋篠 義隆君	消防長	浦田 政秀君
代表監査委員	佐藤 健治君		

○議長（**刈野けさ子君**） 皆さんおはようございます。開会前に一言お願いを申し上げます。

傍聴者の皆様には、本日も傍聴ありがとうございます。傍聴席では、携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしく御協力をお願いいたします。

なお、傍聴席横に掲示しております傍聴規則を厳守していただきますようお願いいたします。

また、本定例会から議会中継を行うために、議場内に固定カメラを設置しております。あわせて、技術スタッフが常駐しておりますので、お知らせいたします。

なお、議場とテレビカメラの構造上、議員席と同時に傍聴席も映像として流れます。お顔を映されること等に不都合のある方は、傍聴席入り口と傍聴席に掲示しております議会中継に伴う傍聴者の皆様へのお知らせの注意事項を御一読いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（**刈野けさ子君**） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の御審議また現地調査等でお疲れのことと存じますが、本日もよろしく願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

す。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第9号により行います。

○議長（**渕野けさ子君**） それでは日程第1、請願の取下げの件についてを議題といたします。

請願受理番号2、湯平ふれあいホール近接道路の市道認定に関する請願は、本定例会において産業建設常任委員会に付託いたしました。請願者からお手元に配付の写しのとおり、取り下げの旨の申し出がありました。

ここで、産業常任建設委員長に本件の審査の経過について、説明をお願いいたします。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） それでは、本委員会に付託されております請願第2号の取り下げの経緯について御報告いたします。

去る3月10日に現地調査を行い、建設課立会いのもと、地元関係者に請願提出の詳細な説明を受けました。それを受けまして、委員会で審査をしていましたが、3月16日付で地元関係者より諸般の事情で請願を取り下げる旨の届け出がありましたので、当委員会としてはその時点で本請願の審査を中断したところであります。

以上、報告いたします。

○議長（**渕野けさ子君**） お諮りします。ただいま議題となっております請願受理番号第2の取り下げの件については、請願者からの取り下げの申し出のとおり、これを承認することに賛成の方は起立願います。

[議員21名中起立21名]

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号2の取り下げの件についてはこれを承認することに決定しました。

○議長（**渕野けさ子君**） それでは、日程第2、請願・陳情についてを議題といたします。

本定例会において付託いたしました請願3件及び陳情1件につき、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、高橋義孝君。

○総務常任委員長（**高橋 義孝君**） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長の高橋義孝でございます。

本委員会に付託をされました請願・陳情の審査の報告をさせていただきます。

本委員会に付託の請願1件、陳情1件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第136条第1項の規程により報告をいたします。

審査の日時でありますけれども、平成22年3月11日現地調査、3月16日10時より請願・陳情の審査を行っております。

場所は、庄内庁舎第6会議室です。出席者は総務委員会委員、記載のとおりであります。

それでは、まず初めに請願受理番号3番の件について審査結果を報告させていただきます。

日本政府に対し、米兵及び米軍属による犯罪の裁判権放棄の日米密約の公表、破棄を求める意見書の提出を求める請願であります。

委員会において、請願提出者である大分県平和委員会の日高幸男氏に説明を求めました。日高氏よりこのたび日本の研究者の調査によって、米国立公文書館解禁文書から、日米地位協定第17条の運用にかかわる、米兵公務外犯罪の第1次裁判権の実質放棄を確認した日米秘密取り決め、いわゆる日米密約が発見された。

今回、明らかになった密約とは、昭和28年10月28日の日米合同委員会裁判権分科会委員会の「非公開議事録」の形をとったもので、この中で日本政府は「日本の当局は通常、合衆国軍隊の構成員、軍属あるいは米軍法に服するそれらの家族に対し、日本にとって著しく重要と考えられる事件以外については、第1次裁判権を行使するつもりがないと述べることができる」と、米側に公式に約束している。また、米陸軍法務局「外国法定での米兵への掲示裁判権行使統計」のデータでは、日本が実際にかかなりの比率で裁判権を放棄しており、これらの事実は明確に米軍の犯罪・事故にかかわる日本の裁判権放棄の密約の存在と、その実行の事実を示すものであるとの説明がなされました。

委員から、一方的情報のみであり、継続して状況を見極めてはどうか。また、密約があることを前提に公表及び破棄を求めるより、真相を開示することを求めているかどうか等の意見がなされました。

その後、各委員の意見を整理した結果、現在由布市においても在沖縄米軍海兵隊による日出生台演習場での実弾射撃訓練を受け入れていることや、政府においてもいわゆる密約問題に関する調査を実施していることにかんがみて、こうした密約問題が住民に大きな不安を与える恐れがあることから、真相解明も含み意見書を提出することが妥当であるとの結論に至った次第であります。

慎重審査の結果、全員異議なく採択すべきものと決定をいたしました。

続きまして、陳情受理番号1番、市有地での第6回全国和牛能力共進会会場跡地の採草補償費の支払いについてであります。

標記市有地は、昭和63年12月に旧湯布院町と塚原財産管理委員会との同意により、平成4年10月に開催された第6回全国和牛能力共進会の会場として使用されたものであります。委員会において現地調査を行い、陳情提出者よりこれまでの経緯や市との協議についての説明を受

けました。また、担当課である契約管理課からも採草補償費が発生した原因及びこれまでの支払い状況並びに市の対応についての説明を受けました。

委員から、採草補償料の設定、財産管理委員会との協議内容についての質疑が相次ぎ、担当課より平成18年よりこれまで8回の協議を行ってきており、補償費については、今後は困難であることについて、財産管理委員会とは一定の合意を得ている。また、跡地の利活用にあたっては、平成17年度に塚原自治区及び塚原財産管理委員会から、入会地の売却についての要望書が旧湯布院町に提出されていることから、意向に沿うよう配慮を行ってきており、引き続き有効活用について努力していきたい旨の答弁がなされました。

さらに、委員より、採草ができるよう原状復旧し、同意書の合意事項を誠実に履行するべきではないか。また、18年度より一方的に補償費を打ち切っているように見えるが、財産管理委員会との協議が不十分であったのではないかなどの指摘がなされました。

その後、各委員の意見を整理した結果、管理委員会の窮状については理解をするところではあるが、今回提出されている陳情の願意である「補償費の支払い」については、公益上の見地、またこれまでの協議の積み重ねから見て、合理的ではなく、補償費の支払いについては困難であるとの結論に至った次第であります。

よって、慎重審査の結果、賛成少数で補償費としての支払いについては不採択とすべきものと決定をいたしました。

しかし、当該地の売却見込み及び管理形態等に関する市当局の協議、説明が不十分であり、今後市当局においては早急に具体案及び代替案の取りまとめを行い、改めて財産管理委員会及び自治区との協議を求めるものであります。

以上で、当委員会に付託をされました請願1件、陳情1件の審査報告にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（**瀧野けさ子**君） 次に、産業建設常任委員長、**太田正美**君。

○産業建設常任委員長（**太田 正美**君） おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会の請願・陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託の請願2件を審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第136条第1項の規程により報告いたします。

日程は3月10日に現地調査、16日と17日に審査を行いました。

場所は、挟間庁舎4階第1委員会室であります。出席者は委員全員であります。書記は議会事務局です。

それでは、審査の結果を報告いたします。請願第1号、件名、庄内町瀧・野畑地区農道の市道編入にかかわる請願。

委員会の意見。当該路線は、南庄内地区農地整備事業により従来の里道つけかえを含めて、農道として整備されたものです。現状は、住民の生活道路として欠くことのできない重要な道路として利用されています。請願者の式田真一氏より、現地で詳細な説明を受けました。現状では、市道仁瀬小袋線を起点として途中で2方向に分岐しており、一方の延長は500メートル、もう一方は250メートル、幅員は3メートル程度となっております。終点は両方とも市道瓜生田上々淵線に接しています。

当委員会では、このように途中から2方向に分岐された道路は、起点、終点が不明確で、これまでも前例がないことから、地元と十分な協議をする中で、どちらか片方を幹線道路として認定すべきと考えます。

よって、本請願を全員一致で一部採択とすることに決定いたしました。

続いて、請願第4号、件名、EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する請願。

委員会の意見。当委員会は3月17日に第1委員会室にて、委員全員出席のもと本請願について審査を行いました。EPA・FTA交渉では、今後の農産物の取り扱いが焦点となるのは必至であり、その取り扱いのいかんによっては、我が国農業に壊滅的な打撃を与える恐れがあるため、外国依存より食糧国内需給率向上を図るためにも、政府関係機関に見直しを強く要望するものです。

よって、本請願を全員一致で採択することに決定いたしました。

以上、産業建設委員長の請願・陳情審査結果の報告を終わります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、請願受理番号1、庄内町瀧・野畑地区農道の市道編入にかかわる請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 委員長に幾つかお尋ねします。

まず1つは、委員長の結果を見ますと、一部採択というよりもむしろ採択の内容であります。路線云々というのは、執行部が考えることで、提出者が市道にしてほしいという願意そのものは認めているわけですから、内容についてとやかく言う筋合いは私は全くないと思います。

だから、委員会としては一部採択と言ってわけのわからんような表現を使うよりも、やっぱり採択として意見をつけて、その内容を執行部に伝えるということなら妥当だというふうに思いま

す。一部採択というのは請願、陳情の場合は採択すべきものか、あるいは不採択にすべきものかの2種類しかありません。こんないい加減な、いい加減と言ったらおかしいけども、一部採択など、一部何を何、どこと何をというのは一部を限定していない一部採択などという表現を使うべきではないというふうに私は考えます。

2つ目についてお尋ねいたします。1つは、代表者の式田さんの意見は聞いたというふうにありますけれども、請願人は2人であります。なぜ式田さんを代表者としているのか、私はわからないのですけどね。先ほどの請願取り下げも、代表者だけの請願取り下げで認めました。私が反対した理由は、請願者全員の署名がなければ請願取り下げはできないんですよ。にもかかわらず、1人だけを代表者とするような取り扱いというのは、私ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけれども、式田さんしか来なかったのか、それとも式田さんだけにしか連絡しなかったのか、その辺がわかるように教えていただきたいんですが。

○議長（**瀧野けさ子君**） 産業建設常任委員長、太田正美君。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） お答えいたします。

この路線の現地調査を行う中で、起点・終点のことが問題になりまして、委員長報告にも申し上げましたとおり、二股に分けた路線になると1号線、2号線というふうに区分なりをして申請すべきではないかという意見が出ました。そういう中で、幹線道路としてまず今回は申請を上げてほしいという地元との協議の中で話し合いができて、500メートルをとりあえず申請したいという旨がありましたので、一部採択という表現をいたしました。

一方、請願者の式田真一氏よりと書いておりますが、請願者2名より現地で説明を受けました。そういう中で、紹介議員とも調整を図る中でこういう表現を使うようにしまして、いい加減な取り扱いをしたわけではありません。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 確認しますが、もう一方の250メートルについては市道にしなくていいということですか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 産業建設常任委員長、太田正美君。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） 先ほどからちゃんと言っていますように、起点・終点のはっきりするほうをとりあえず今回市道として認定して、路線が確定した後、もう一度200メートルの申請を上げてほしいという地元をお願いをいたしておるところであります。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 12番、西郡均君。最後です。

○議員（**12番 西郡 均君**） 市道にしてほしいという願意そのものは受け取りながら、その

起点・終点を明らかにせよなどということは執行部サイドのやることなんで、住民にそこまで求めるというのは、私は行き過ぎだというふうに思います。基本的には、一部採択などせず、きちっと採択すべきだというふうに考えます。

○議長（**渚野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。——ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、請願受理番号1を採決します。この請願に対する委員長報告は一部採択です。この請願は、委員長報告のとおり一部採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号1については委員長報告のとおり一部採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号3、日本政府に対し、米兵及び米軍属による犯罪の裁判権放棄の日米密約の公表、破棄を求める意見書の提出を求める請願を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、請願受理番号3を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号3については委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号4、EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、請願受理番号4を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号4については委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情受理番号1番、市有地（入会権用地）での第6回全国和牛能力共進会会場跡地の採草補償費の支払いについてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。17番、久保博義君。

○議員（**17番 久保 博義君**） 17番、久保です。委員長にお尋ねをいたしたいと思います。

委員長報告の最後のほうにありましたように、市当局においては早急に具体案及び代替案のとりまとめを行ってほしいということを書いていたしておりますけども、私も旧町時代からこの流れについて十分理解いたしております。これをぜひやっていただきたいと思っておりますが、真ん中辺にありますように各委員の意見を整理した結果、管理委員会等の窮状については理解するところであるがということになっております。この窮状については、どのように審議したのか。どういう意見が出たのかを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 総務常任委員長、高橋義孝君。

○総務常任委員長（**高橋 義孝君**） ただいまの質疑についてお答えをさせていただきます。

皆様、御存知のとおりかと思うんですけども、そもそも全共を開催するときに同意された中で、跡地については牧草、もう原状どおりに採草できるようにしてほしいという、することということを前提に全共が開催されたんですが、やはりそれが旧町時代から現在に至る、まあ旧町時代のときの対応の不備により原状に戻されなかったと。それによって、やはり地元の財産管理委員会の方も苦勞されていると。

それと、補償費が打ち切られたことについても、委員会の中で協議をいたしました。協議録を担当課から取り寄せたんですけども、18年度から補償費を支払っていないんですけど、最初の協議書の日付を見るとやはり19年なんです、やはりこういった補償費についてきちっと話すのであれば17年度中であるとか、そういったことも協議がまだまだされていなかったということが裏づけられるんでないかということです。

それと、要望書、売却を視野にという要望が出ているのも合併前、合併するとこういったことがうやむやになって大変になるんじゃないかっていうことで、やはり合併前にそういったことが

出されている。で、結局地元の方が懸念されたとおり、そのままずるずるとなって今になっているということですね。やはりこれも大変地元の方には負担を強いている状況であるというふうに考えています。

それと、何よりも皆さん昨年3月17日ですね、もう事故より1年たちました。野焼きの事故があつて、そういった新聞報道もありましたけども、そういったことも委員会の中ではお話を、協議をいたしました。そういったことが、やはり地元にとっては窮状であると、非常に苦しんでおるので、先ほどの報告にもありましたけども、早急に具体案及び代替案を取りまとめて、地元の意向を尊重しながら対応してほしいという、委員会の中での協議ありました。

以上であります。

○議員（17番 久保 博義君） いいです。

○議長（淵野けさ子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵野けさ子君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵野けさ子君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情受理番号1を採決します。この陳情に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案の陳情について採決します。陳情受理番号1を採択することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立5名〕

○議長（淵野けさ子君） 起立少数です。よって、陳情受理番号1については不採択とすることに決定いたしました。

○議長（淵野けさ子君） 次に、日程第3、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、日程第35、議案第43号由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてまでの33件を一括議題といたします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審議に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、高橋義孝君。

○総務常任委員長（高橋 義孝君） 総務常任委員長の高橋義孝です。当委員会に付託を受けた案件について、ただいまから委員会の審査報告を行わせていただきます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

審査の日時でありますけれども、3月10日、11日、15日、16日の4日間であります。

場所は庄内庁舎第6会議室にあります。出席者については総務委員、記載のとおりであります。

まず初めに、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の任期が6月30日をもって満了するため、平野薫則氏の再任を諮問するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく平野薫則氏を適任と答申することに決定いたしました。

続きまして、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の任期が6月30日をもって満了するため、篠田安則氏の新任を諮問するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく篠田安則氏を適任と答申することに決定をいたしました。

続きまして、議案第4号庄内町ふるさと定住マイホーム祝い金条例の廃止について。本条例は、旧庄内町において町内の定住促進と町外からの居住の奨励を図ることを目的として、平成13年度から平成15年度の間施行されたものであります。5年間の経過措置期間が終了したことに伴い、廃止するものであるとの説明がなされました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第5号庄内町ゆたかなふるさと定住促進条例の廃止について。本条例は、議案第4号と同じく、旧庄内町において定住の促進を奨励し、地域発展に寄与することを目的として施行されたものであり、5年間の経過措置期間が終了したことに伴い、廃止するものであるとの説明がなされました。あわせて、奨励金助成の基金条例についても廃止するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第7号由布市行政組織条例の一部改正について。担当課より、議会の委員会構成にあわせて、現在産業建設部に属している契約管理課を総務部へ移行するものであるとの説明がなされました。

これに対し、委員より契約管理課については財産管理と契約の事務が一緒になっていることから、契約管理課の事務分掌そのものを見直しから行うべきではないか等との意見がなされました。また、組織移行については小手先だけの見直しではなく、将来展望を踏まえた再編を行い、全体像を明示して、実施すべきとの意見がなされています。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第8号由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。労働基準法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであり、新たに時間外勤務代休時間制度を条例に追加するものであるとの説明がなされました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第10号由布市使用料及び手数料条例の一部改正について。道路運送車両法第34条第2項の規定に基づき、条例の一部を改正するものであり、新たに臨時運行許可申請手数料を追加するものであるとの説明がなされました。なお、この申請業務は法定受託事務であり、

市となつてから直ちに実施しなければならないものであつたとのことです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第18号由布市乙丸温泉館条例の一部改正についてであります。乙丸区が指定管理者として管理を行っている由布市乙丸温泉館は、地域に根ざした温泉施設であるとともに、市民の憩いや触れ合い交流の場として活用されており、その実態に基づき設置目的及び施設使用料の種類を改正するものであるとの説明がなされました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第19号由布市消防手数料条例の一部改正についてです。大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、消防手数料条例の一部を改正するものであり、これまで火薬取締法に基づく火薬類譲渡許可申請は、大分県の振興局で行っていたが、権限移譲により由布市消防本部で実施できるものであり、市民の利便性が向上されるものであるとの説明がなされました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第21号竹田市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議についてです。証明書等の交付等にかかる事務の委託に関し、竹田市との間で相互に委託して実施することに伴い、その協議について議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第32号平成22年度由布市一般会計予算についてであります。

平成22年度一般会計予算は、歳入歳出の総額については対前年度当初予算比5.3%増の156億4,530万円であります。

歳入では、1款市税で昨今の経済状況、景気低迷を勘案し、軽自動車税を除く主な市税で減額、市税総額で37億8,589万4,000円とし、前年度と比較して2.5%の9,875万6,000円の減、とりわけ入湯税は対前年度比15.7%減と見込んでおり、厳しい観光の状況であるとの説明がなされました。

次に、11款地方税については政府予算では全体で6.8%の増となっているが、過大見積りをせず、1.2%増の49億6,342万1,000円であるとの説明がなされました。

そのほか、15款国庫支出金では、子ども手当の創設等により大幅な増額、また16款県支出金では経営構造対策事業等により大幅な増額であるとの説明がなされました。

次に、歳出では2款1項1目企画費で小規模集落対策の一環として、都市圏等で田舎暮らしを希望する方を広く募集し、2名を集落支援員として市が3年間雇用し、小規模集落への定住を促進するものとして、田舎で暮らしたい事業748万2,000円。次に、奥江自治区等の小規模集落モデル地区の取り組みを、他の小規模集落へ普及させるものとして、小規模集落支え合い事

業306万2,000円、今後の国際交流のあり方を調査検討する委員会と設置するとともに、韓国の江陵市へ調査団を派遣するものとして、友好都市推進調査事業110万6,000円、続いてAPUの開学10周年記念行事への参加費用及び九州大学など県外の大学との連携を検討するものとして、大学との連携交流事業23万円、国民宿舎の跡地利用について検討を行い、計画を策定するものとして国民宿舎跡地周辺利用計画策定事業279万7,000円であり、新規事業4件を含む12事業7,519万1,000円が主なものであるとの説明がなされました。

委員より、田舎で暮らしたい事業に関し、効果を期待する声がある一方で、集落の実態に即した支援や今定住している若者を支援する施策についても、充実する必要があるとの意見がなされています。国際交流については、時期や相手についても十分に考慮し、その必要性も含めて慎重に検討するよう意見がなされています。国民宿舎跡地の計画策定については、湯布院地域の意見を反映した計画となるよう意見がなされています。

そのほか、当委員会の関係部分について各課より詳細な説明がなされました。これらの説明に対しては、各委員より縷々質疑や意見がなされました。委員会でなされた意見については誠意ある対応を求めます。

また、市長の提言により重点施策を実施するのはよいが、思いつきや臨時的な交付金で施策を実施するのではなく、将来展望を持って計画的に予算執行を行うべきとの意見がなされています。

慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第42号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。平成22年4月より国土交通省観光庁へ観光行政実務研修に職員を参加させるに当たり、国の職員に準じた手当を支給するために条例改正するものであり、新たに地域手当、単身赴任手当、本府省業務調整手当を規定するものであるとの説明がなされました。参加される高田信明君の活躍を心から期待するものであります。

慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議案第43号由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてであります。厳しい財政状況を考慮し、平成21年9月30日まで実施されていたものに引き続き、平成22年4月1日から平成22年12月31日までの間、職員給与5%削減するために条例改正するものであり、削減効果は6,410万7,000円であるとの説明がなされました。

委員より、職員研修を充実させるなど、効果的な財政運営に努めるよう意見がなされています。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託された事件についての報告にかえさせていただきます。御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（佐藤 郁夫君） おはようございます。大変御苦勞さまでございます。それでは、教育民生常任委員長の佐藤郁夫でございます。当委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

期日は3月15日から17日、3日間でございます。場所は、湯布院庁舎2階会議室、当現地でございます。出席者は委員全員でございます。担当課は、記載の担当課でございます。書記は議会事務局衛藤次長であります。

議案第2号由布市青少年健全育成条例の制定についての、審査の経過及び理由並びに結果でございますが、本案については青少年の健全な育成に関する基本理念及び関係者の責務を明らかにするなど、市民総意による青少年健全育成の取り組みを行うために条例を制定するものです。本条例の制定については、平成17年の合併以降、青少年健全育成を市民総意で行うための検討の中で、昨年から青少年健全育成市民会議で内容を協議し、社会教育委員会で検討され、教育委員会で承認され経過の説明を受けました。

審査の結果は、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第3号由布市児童医療費助成に関する条例の制定について、審査の経過及び理由並びに結果でございますが、本案については就学前児童に対し、医療費の助成を行っている現行の乳幼児医療費の助成枠を、疾病の早期発見と治療の促進による保健の向上を図る目的で小学校3年生まで拡大するために、条例を制定するものです。市単独の助成事業で償還払いのため、制度の対象者への通知、市民窓口での周知、市報やホームページ等を通じた情報提供も予定されています。

審査の結果は、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第11号由布市公民館条例の一部改正についての、審査の経過及び理由並びに結果でございますが、本案については庄内公民館の所在地番が合筆（昭和50年）により変更されていたものを訂正するために、条例の一部を改正するものです。

審査の結果は、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第12号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての、審査の経過及び理由並びに結果でございますが、本案についても市立図書館庄内分館の所在地番が合筆（昭和50年）により変更されていたものを訂正するためと、他人に迷惑をかけるものの図書館への入館制限、図書館資料等の毀損した場合の損害賠償を明確にするために、条例の一部を改正するものです。

審査の結果は、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第13号由布市挾間健康文化センター条例の一部改正についての、審査の経

過及び理由並びに結果でございますが、本案については由布市立図書館の名称変更の際に改正していなかったものを訂正するため、条例の一部を改正するものです。

審査の結果は、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第14号由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正についての、審査の経過及び理由並びに結果でございますが、本案についてはこれまでの半日、1日単位の利用料金の設定を市内の他施設との不公平を解消するため、1時間単位の料金設定にするため、条例の一部を改正するものです。

審査の結果は、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第15号由布市文化財保護条例の一部改正について、審査の経過及び理由並びに結果でございますが、本案については文化財保護法の一部改正（平成16年法律第61号、平成17年4月1日施行）に伴い、条例の一部を改正するものです。

審査の結果は、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第16号由布市民運動場条例の一部改正について、審査の経過及び理由並びに結果でございますが、本案についても庄内公民館の所在地番が合筆（昭和50年）により変更されていたものを訂正するためと、庄内公民館グラウンドの夜間照明利用料金を由布院小学校グラウンドと同額にし、湯布院テニスコートの夜間照明利用料金を市内の他の施設と統一するための利用料金の一部見直しと、また若杉運動場については現在運動場としての利用がなされていないことから、地元自治区と協議の結果、同運動場を廃止するために条例の一部を改正するものです。

審査の結果は、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第17号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について、審査の経過及び理由並びに結果は、本案については現行制度での入院等による高額な医療費における1%加算分の一部保護者負担の軽減を図るため、助成上限額を廃止し、高額療養費負担限度額まで助成を拡大することで、就学前児童への一律な助成を行うための条例の一部を改正するものです。

審査の結果は、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第32号平成22年度由布市一般会計予算の審査の経過及び理由並びに結果でございますが、本案に係る新規事業及び継続事業で主なものは、3款民生費では湯布院地区の福祉センター建設工事費3億2,900万円、国の新たな制度創設による子ども手当3億819万4,000円、挟間保育園建てかえによる施設整備補助1億1,548万2,000円、乳幼児医療費助成枠の拡大による児童医療費助成事業2,842万4,000円。

4款衛生費では、検診内容の拡大による妊婦健康診査3,072万4,000円。

10款教育費では、由布院小学校の改築工事費4億7,100万円、学力向上（臨時講師等）

1,395万円、中高一貫スクールバス運行979万8,000円などです。

審査の過程における委員会の主な意見として、まず福祉センターの建設については、現地で説明を受けましたが、駐車場等のスペースの埋め土に伴い、進入路に隣接する一段低い民家に対する排水対策と、駐車場敷地内にある泉源の利活用の調査検討、また工事期間中に旧国民宿舎へ移転予定の包括支援センターの業務に支障を来さないような配慮、さらには福祉センターの整備に伴い、シルバー人材センターの会員登録を含めた体制のさらなる充実、また子育て支援策の次世代育成支援後期行動計画の実践の中で、放課後児童健全育成事業については、関係課による連携、保護者との意見交換等の取り組みを望みます。

次に、中高一貫教育では、由布高校存続のための重点施策の一つとして、スクールバスの試行運行開始が予定されています。コース等の説明を受けました。ユーバス等との調整もあったかと思いますが、国道等の幹線を基本とて、地域格差のつかないようなコース設定が必要ではないかという強い意見が出ています。

また、由布院小学校の校舎改築については建てかえの位置等について、現地にて説明を受けました。同小学校の校舎については、平成19年の耐震診断でISO.08（文科省の基準値は0.7）という結果が出て以後、補強改築を含めたところで検討がなされ、平成21年度で現在地での建てかえの実施設計が完成します。現在地での建てかえということで、新校舎が運動場側に10メートル程度出ることになり、現在約6,000平米の面積の運動場が、5,300平米と700平米程度狭くなりますが、児童数等を基準とした運動場の広さの基準4,200平米には欠けることなく、また地域の交流場としてのナイター施設もほぼ従来どおり使用可能で、実施設計ができ上がった段階で、関係者による連絡会議を立ち上げ、十分な説明をしていくという説明を受けました。

現段階までの各方面への説明不足は否めないところですが、耐震診断結果から明らかなように、由布院小学校の校舎の建てかえについては、現在も、今からも子どもたちの安心安全の確保のために先送りにできない状況でございます。

以上の意見を付して、審査の結果は、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第33号平成22年度由布市国民健康保険特別会計予算の審査の経過及び理由並びに結果でございますが、平成22年度予算の総額を40億3,963万3,000円と定めるものです。

主な歳入は、国民健康保険税6億6,336万7,000円、国庫支出金10億7,487万6,000円、退職者医療制度の廃止に伴い、一般被保険者医療費等の増加分を社会保険側から交付される前期高齢者交付金8億3,036万9,000円、共同事業交付金4億7,206万5,000円、繰入金6億2,584万8,000円などです。

主な歳出は、保険者負担分の医療費である保険給付費 28 億 8,496 万 9,000 円、後期高齢者医療制度に対する拠出金等 3 億 7,066 万 7,000 円、介護給付金に要する費用に充てるための納付金 1 億 6,130 万 7,000 円、高額医療費の発生による影響を緩和するための共同事業拠出金 5 億 1,061 万 5,000 円、被保険者の健康の保持、促進等のための特定健康診査等事業費 2,828 万 7,000 円などとなっています。

以上、詳細な説明を受け、対前年度当初予算比では約 0.9% の増額となっています。

審査の結果は、全員一致で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第 34 号平成 22 年度由布市老人保健特別会計予算の審査の経過及び理由並びに結果でございますが、平成 22 年度予算の総額を 361 万 8,000 円と定めるものです。

平成 20 年度から後期高齢者医療制度が創設されたため、老人保健制度による老人保健特別会計予算としては医療費精算に伴うものです。主な歳入は、支払基金交付金 181 万円、国庫支出金 120 万円などです。主な歳出は、医療諸費 361 万円などとなっています。対前年度当初予算比では 88.4% の減額となっています。

審査の結果は、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第 35 号平成 22 年度由布市介護保険特別会計予算の審査の経過及び理由並びに結果でございますが、平成 22 年度予算の総額を 33 億 2,472 万 9,000 円と定めるもので、第 4 期介護保険事業計画の 2 年目にあたります。

主な歳入は、第 1 号被保険者の介護保険料 5 億 4,930 万 7,000 円、介護給付費負担金等の国庫支出金 8 億 7,156 万 2,000 円、第 2 号被保険者介護保険料等を財源とする支払い基金交付金 9 億 6,706 万 9,000 円、介護給付費負担金等の県支出金 4 億 7,264 万 2,000 円、繰入金 4 億 6,374 万 6,000 円などです。

主な歳出は、要介護等認定者が介護サービス等を利用した場合に、サービス提供事業者に支払われる保険給付費 32 億 155 万 6,000 円、介護予防事業普及啓発活動支援事業や地域包括支援センターが実施する総合相談支援介護予防ケアマネジメント等の地域支援事業費 7,046 万円などとなっています。

以上、詳細な説明を受け、給付費の見込み増により、対前年度当初予算比では約 3.4% の増額となっています。

審査の結果は、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第 36 号平成 22 年度由布市後期高齢者医療特別会計予算の審査の経過及び理由並びに結果でございますが、平成 22 年度予算の総額を 3 億 7,684 万 4,000 円と定めるものです。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料 2 億 5,534 万 9,000 円、一般会計繰入金 1 億

2,103万円などです。

主な歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金3億7,318万6,000円などとなっています。

平成22年度も保険料の率等の据え置き及び軽減措置が継続されることにより、対前年度当初予算比では前年度並みの約0.6%の増額となっています。

審査の結果は、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第39号平成22年度由布市健康温泉館事業特別会計予算の審査の経過及び理由並びに結果でございますが、平成22年度予算の総額を1億4,098万3,000円と定めるものです。

主な歳入は、健康温泉館収入2,511万8,000円、繰入金1億1,536万5,000円などです。

主な歳出は、健康温泉館管理費7,323万7,000円、公債費6,724万6,000円などとなっています。対前年度当初予算比では、主に公債費の償還金利子の減額により0.6%の減額となっています。なお、本年度は敷地内に隣接して福祉センターの建設が予定されています。健康づくりの施設として由布市全域で利用者がさらにふえるような取り組みを切望します。

審査の結果は、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会からの報告であります。どうか御賛同いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（ **browse けさ子君**） 次に、産業建設常任委員長、**太田正美君**。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） それでは、続きまして産業建設常任委員会の議案審査結果報告をいたします。

本委員会に付託の7件の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

日時は3月10日、15、16、17、4日間にかけて審査をいたしました。

場所は、挟間庁舎4階第1委員会室であります。出席者は委員全員です。担当課は産業建設部の建設課、水道課、都市・景観推進課、農業委員会事務局、農政課、そして環境商工観光部の環境課、商工観光課です。書記は議会事務局です。

それでは、審査の結果を報告いたします。

まず、議案第6号由布市墓地埋葬等に関する法律施行条例の全部改正について御報告いたします。

経過及び理由ですが、この条例改正は、墓地等を経営する者の基準強化や墓地等の設置計画について事前協議、関係住民等への説明、事務手続き等基準を明確にして、紛らわしい行為を排除し、市民の不安を解消するための条例改正です。

以上、当委員会として十分な審査を行う中で、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。次に、議案第20号市道路線の認定（岳本湯の坪線）について報告いたします。

経過及び理由ですが、当該路線は平成21年第3回定例会で採択された請願第7号に基づく市道認定議案です。

以上、慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号平成22年度由布市一般会計予算について報告いたします。

経過及び理由ですが、歳入歳出の総額をそれぞれ156億4,530万円と定めるものです。当委員会に関する案件について、各担当課より詳細な説明を受けました。

歳出について、まず農林水産業費、総額で8億8,115万6,000円です。主なものは学校給食費、学校給食地場畜産物利用拡大事業補助金400万円、中山間地域等直接支払い交付金2億5,943万円、経営構造対策補助金1億5,323万3,000円、農地・水環境保全向上対策負担金1,963万6,000円、低コスト肉用牛規模拡大形態育成事業補助金702万9,000円、県営中山間地域総合整備事業負担金1,440万円、イノシシ被害防止対策事業補助金168万円、森林整備地域活動支援事業交付金1,659万1,000円です。

続いて商工費、総額で1億4,252万4,000円が計上されています。主なものは、地域経済活性化事業補助金1,200万円は、各町商工会のプレミアムお買い物券に対する補助金です。地域観光情報発信業務1,230万1,000円、辻馬車新車購入補助金504万円、観光協会補助金1,069万4,000円、祭り事業補助金1,273万2,000円です。

続いて土木費、総額で12億3,567万3,000円が計上されています。主なものは、花いっぱい運動1,126万2,000円、道路維持費の工事請負費6,000万円、これは各町それぞれ2,000万円を配分するものです。道路新設改良費の工事請負費6億4,510万円は、これは小野屋櫟木線ほか5路線の新設にかかわるものです。市道に関する計画策定補助業務600万円、都市景観マスタープラン策定業務828万5,000円、景観協議会補助金417万9,000円、公園費849万2,000円、これは環境課と都市・景観推進課の予算管理の一元化がされたための増額で、修繕費等に配分されています。繰出金1,095万4,000円は、これは公共下水道事業特別会計に繰り出すものです。住宅管理費1,944万6,000円、修繕費640万円、工事請負費480万円、これは市営住宅の修繕解体工事にかかわる費用です。以上が歳出です。

歳入の主なものは、農林水産業分担金1,086万7,000円、土木費分担金300万円、衛生手数料1,742万4,000円、衛生費国庫補助金の小型合併処理浄化槽設置補助金1,676万円、土木費国庫補助金の道路改良事業補助金3億3,600万円、公営住宅補助金1,327万5,000円、県補助金の環境衛生補助金389万4,000円、農業委員会補助金

561万1,000円、農業費補助金3億7,920万7,000円、林業費補助金3,665万4,000円、労働費補助金、ふるさと雇用再生特別交付金1,690万円、臨時雇用創出事業、臨時特例交付金7,737万1,000円、地域活性化補助金462万円、財産貸付収入1,047万3,000円などです。

委員会として、農工商観連携地産地消推進事業は、絵にかいたもちに終わらせず、現場に即した取り組みを期待します。さらに花いっぱい運動においては、建設課だけの負担に終わらせず、各課の横断的連携により、効果的な成果を上げることをあわせて期待します。また、既に議決された平成21年度補正予算（第7号）において、22年度への土木費の繰越明許は極めて高額になっています。地域活性化、経済危機対策臨時交付金やきめ細かな臨時交付金の絡みで、事業実施ができなかった等の事情があることは理解できますが、土木業者等の実情を勘案し、計画的な執行を行うようここで意見を付します。

以上、慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号平成22年度由布市簡易水道事業特別会計予算について報告いたします。

経過及び理由、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,594万5,000円と定めるものです。歳出では、総務管理費6,730万4,000円、内訳として簡易水道一般職員5名分の人件費4,184万9,000円、委託料1,454万7,000円、内訳として水質検査689万5,000円、漏水調査200万円、工事請負費については策定中の基本計画に基づき、緊急度を考慮しながら実施していく予定となっています。また、維持管理費1,985万8,000円の内訳として、緊急の漏水修理を含む修繕費が1,053万5,000円、委託料311万2,000円は取水場の維持管理に伴う144万円、砂上げ業務167万2,000円、公債費につきましては1億578万3,000円、簡易水道事業借入に係る元金、利子の償還になります。

歳入の主なものは、水道加入金262万5,000円、水道使用料1億2,887万6,000円、一般会計繰入金6,416万8,000円です。

以上、慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号平成22年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について報告いたします。

経過及び理由ですが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億904万2,000円と定めるものです。

歳入の主なものは、使用料及び手数料1,873万7,000円、一般会計からの繰入金9,018万5,000円です。

歳出については、一般管理費が前年比747万2,000円の減額となっていますが、これは不明水調査終了に伴う減額です。維持管理費の需用費については、今年度庄内町東長宝地区の蛇

腹交換が676万2,000円と高額となっております。

なお、委員会の意見として次の3点を付します。1、料金体系の統一を早急に図ること。2、農業集落排水に含まれない温泉水が含まれていることに伴い、いま一度の精査・検討をすること。3、不明水調査の結果が出次第、早急な対応をすること。

以上、慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号平成22年度由布市公共下水道事業特別会計予算について報告いたします。経過及び理由ですが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,109万8,000円と定めるものです。

歳入の主なものは、一般会計からの繰入金1,095万4,000円です。

歳出の主なものは、下水道償還金元金754万9,000円と利子303万3,000円です。

以上、慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第41号平成22年度由布市水道事業会計予算について報告いたします。

経過及び理由、収益的収入、支出それぞれ5億236万8,000円と定めるものです。収益的収入につきましては、水道料金4億5,000万円、一般加入負担金2,043万3,000円、上水道一般会計補助金1,445万円、南部谷地区水道施設建設に伴う平成22年度償還利息分を市が補助する1,481万6,000円が主なものです。

収益的支出の、原水及び浄水費1億3,858万8,000円につきましては、浄水場の管理に伴う人件費1,701万1,000円、水質検査委託料748万8,000円、浄水場汚泥処理及び沈砂池清掃委託料3,089万4,000円、活性炭入れかえ委託料1,600万円、修繕費1,117万5,000円、浄水場・取水場の電力料2,880万円、ポリ塩化アルミニウム、次亜塩素酸ソーダ等の薬品費1,370万7,000円が主なものです。

排水及び給水費4,478万5,000円につきましては、由布院地域内の水道施設維持管理人の人件費283万4,000円、水道検針業務委託料790万2,000円、配水池等の機器修繕、また量水器、老朽配水管の修繕費1,514万4,000円、各配水池の電力量486万円、計量法による8年に1度の交換が必要とされる量水器更新工事235万7,000円が主なものです。

総係費8,358万6,000円につきましては、通常施設維持管理費及び人件費等が主なものです。

減価償却費1億4,227万2,000円は、有形固定資産の建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具及び備品の償却を行うものと、無形固定資産の水利権、利用権の償却を行うものです。

企業債利息につきましては、平成21年度末で起債償還残高は23億8,799万4,000円余りありますが、その元金に伴う平成22年度の利息7,961万2,000円です。

資本的収入につきましては、湯布院上水道水紫外線設備設置に伴う建設企業債1億130万円、上水道市補助金4,910万円、国庫補助金3,278万円と南部谷地区水道施設建設に伴う平成22年度償還元金分を市が補助する簡易水道市補助金1,943万6,000円が主なものです。

資本的支出につきましては、上水道施設の委託料、請負工事費で湯布院水道水水源紫外線設備を設置する費用1億8,970万円と配水管新設工事2件1,300万円、移設工事1件1,000万円、施設の更新工事4件1,340万3,000円と企業債償還金1億3,720万1,000円が主なものです。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,169万1,000円は、減債積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金1億7,169万1,000円を補てんするものです。以上、慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会の議案審査の結果報告を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。

午前11時15分休憩

.....

午前11時28分再開

○議長（**渕野けさ子君**） 再開いたします。

これより審議に入りますが、議案についても委員長報告に対する質疑については審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを再度お願いしておきます。

まず、日程第3、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第1号を採決します。本案に対する委員長報告は適任と答申です。本案は委員長報告のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり適任と答申することに決定いたしました。

次に、日程第4、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第2号を採決します。本案に対する委員長報告は適任と答申です。本案は委員長報告のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり適任と答申することに決定しました。

次に、日程第5、議案第2号由布市青少年健全育成条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 議案第2号について教育民生委員長にお尋ねをいたします。

議案質疑のときにも私がちょっと執行部に対しては質問をしたんですけども、青少年健全育成条例制定そのものの趣旨は十分理解をするんですが、9条のところで由布市青少年健全育成市民会議を設置するというふうに書いてあります。条例で会議を設置した場合には、この会議が市の付属機関になるのではないかということで、市民会議の位置づけをはっきりさせてほしいと。で、その質疑のときの答弁では今後検討したいという答弁がありました。また、今回当初予算にはこの市民会議の補助金が計上されていますが、市の付属機関で条例で設置された会議に対しては、補助金ではなくて委員報酬などの形で支払うべきではないかというふうにも思いますので、この市民会議の設置についてはどのように審査されて、どういう位置づけになったというふうな見解なのか教えてください。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えいたします。

ちょっと声が悪いんですが、御容赦願います。小林議員言われましたように、議案質疑のときも答えました。そういう形で我々も委員会の中ではそういう審議をしましたが、そういう位置づけも含めて今後やはり検討してまいるといことでございます。したがって、そういう報酬含めて、やはり今の段階ではそういう形ではありますが、検討をしていってそういうことになればという形で明らかにすると、そういう報告を受けております。

○議長（**渕野けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） じゃあ、今後位置づけについて検討をするということで、検討した結果これ条例に設置するというふうに書いてあるので、それであれば設置したことについて、例えば要綱などで市民会議の定員数ですとか、そういうことを規定しなければならないと思いますが、今後この条文を改正して、この会議に必要なものについては別途定めるという条項をつけ加えなければいけないと思うんですけど、そういうことも含めての検討だと理解していいんでしょうか。

○議長（渕野けさ子君） 教育民生委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（佐藤 郁夫君） そのようで結構でございます。

○議長（渕野けさ子君） ほかに質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 今の肝心な部分なんですけども、実は規則は昨年、一昨年、おとどしですね、9月6日から施行されているんですね。全く整合性がないんですね。結局、市民会議そのものは挾間、庄内、湯布院の連絡調整機関というふうに規則上なっているんですね。事業内容も明らかになってないし、全く条例をつくらただけであわせて規則をやっぱりきちっとすべきだというふうに質疑なんか言ったけども、委員会の中でそこ辺まで全く議論している形跡がないんですけども、どういうことなんでしょうか。

先ほど小林議員がいったとおりなんですけども、私もそのことは本会議の質疑の中でも言ったつもりなんですけども、それぞれの規則を取り寄せて検討したんでしょうか。

○議長（渕野けさ子君） 教育民生委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（佐藤 郁夫君） 確かにそういうこともございましたし、そういう内容を含めてきちっと検討すると、そういう答えでございましたので、それ以上のことはございません。

○議長（渕野けさ子君） 12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 検討するというのは議員が検討するんです。執行部に検討する前に、条例を先につくってしまうなんちゅうのはもってのほかですよ。やっぱり、4月1日から施行するわけですから、それに付帯する規則がやっぱきちっとなっているか、整合性があるかどうかを検討するのが本来常任委員会の役割で、丸投げしておいて条例だけを可決するなんちゅうのは、ちょっと私は議会としては許されないと思うんですけども。再度お答えください。

○議長（渕野けさ子君） 教育民生委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（佐藤 郁夫君） ただ、我々委員といたしましてもそういうとこの詳しい資料を含めて、やはり執行部を信頼しながらこれやっていかなきゃならないと。そういうのが前提であろうと私は思っていますので、そういうことを信じながら、議会としてのかかわり方も今後やっていきたいとそういうふうに思っています。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） この議案については保留をいたしますけれども、基本的に保留するにあたって、その内容について言います。

当局が出すのは条例だけです。しかし、条例が先のほうに施行されるんなら、規則等に別に関心を持たなくていいですけども、4月1日、来年度早々に発足するという内容であるならば、やっぱり条例と規則がやっぱり整合性があるものかどうか、きちっと把握してね、そしてスタートさせるということに議会が責任持たないと。特に、この中では市民会議を重要な機関としてうたっているにもかかわらず、その規則が極めていい加減なものであるということがはっきりしている以上は、議員として、議会としてはやっぱりそれをきちっとさせてね、これを発足させるということに責任を負わなきゃならんというふうに思います。

そういう点で、この議案については保留をいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第3号由布市児童医療費助成に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第4号庄内町ふるさと定住マイホーム祝い金条例の廃止についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第5号庄内町ゆたかなふるさと定住促進条例の廃止についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第6号由布市墓地埋葬等に関する法律施行条例の全部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第7号由布市行政組織条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第8号由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第10号由布市使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第11号由布市公民館条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 委員長にお尋ねします。

国調のときだったとっていたんですが、聞きますと昭和50年に合筆に変更されたということなんですけども、合筆、まあ旧番と新番がどういうふうに合筆の経過でなったのかということを確認したんでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えをいたします。

地番の違いがわかったというだけであって、それでそれがどうだったというところまでは報告を受けていませんので、こういう形で審議をさせていただきました。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） ちなみに国調はいつごろだったんですか。当該地の。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） 済みません、そこまでは聞いておりません。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第12号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第13号由布市挾間健康文化センター条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第14号由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第15号由布市文化財保護条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第16号由布市民運動場条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。この場合、本案の若杉運動場は由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する施設であり、その廃止については地方自治法第244条の第2項の規定により、出席議員数の3分の2以上の同意を必要とします。ただいまの出席議員数は22人、その3分の2は15人です。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員22名中起立22名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立者22人であり、所定数以上であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第17号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第18号由布市乙丸温泉館条例の一部改正についてを議題として質疑

を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第19号由布市消防手数料条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第20号市道路線の認定（岳本湯の坪線）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第21号竹田市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第32号平成22年度由布市一般会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありますか。11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 溝口です。教育民生委員長にお伺いします。

審査の経過の中で、5ページ目の下のほうになりますが、小学校の建設に関してでございます。実施設計ができ上がった段階で、関係者による連絡協議会を立ち上げ、十分説明する。その下が、現段階までの各方面への説明不足は否めないということで、説明不足を認めていらっしゃるんですけども、この文意というのは逆なような気がするんですけども。

というのは、説明不足を解消するために、実施設計の前に連絡協議会を立ち上げて説明不足を補うというんですか、十分説明をするというのが通常の流れのように私は考えるんですけども、そのあたりの議論がどういうふうに委員会で進んだのか、これが1点でございます。

それと、2点目が学校統廃合の視点の中で、長期ビジョンの中で、この建設、改築というものが進められると認識しているんですけども、執行部のほうに質疑した際に、私統廃合の究極的な姿は小中各3校で3地域に計6校が究極的なビジョンだというふうに前教育長、二宮教育長が提示されたんですけども、そのビジョンを今回の由布院小学校の改築計画の中に反映されていることを御確認なさったのかという点。

また、これは改築後になりますけれども、私が聞き及んだところでは改築工事によって700平米以上が現況よりも狭くなるということで、近隣の住民の方々が残った部分の裏側に、校舎の裏側があくようになって、そこが教職員の駐車場なるんだなというふうに疑問を発している方々が私のところに連絡を入れてくださいましたけれども、そういう確認もなさったのか。

この3点、どのように審査なさったのかを教えてください。

○議長（**渚野けさ子君**） 教育民生委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（佐藤 郁夫君） お答えをいたします。

まず、1点目でございますが、ここに書いていますように現地で、現在地で建てるということが昨年の3月の定例議会で実施設計の予算を上げたときにそういう話からスターしていると。したがって、昨年の、期は変わりましたが、準備はその中で内部検討はされてきた。したがって、そういう時点からのもう実施設計に向けての取り組みでございましたので、その報告のとおりになるかと思っています。

ただ、説明不足というのは、いろんな地元の議員さん、また委員会3名でございます。いろいろ皆さんやはり心配されているいろんなこともあるという中で、やはりなかなか情報が入りにくかったということも含めて、そういう説明不足があったんでなかろうか、そういうことで書かせていただきました。

それから、2点目の長期ビジョンにつきましては、そういう説明はございません。したがって、ただ3点目の約700平米ですが、690何ぼだったと思いますが、そのことにつきましては、当然今北側のほうから8メートルか10メートル以内ぐらいだったと思います。現地で巻尺を持ってはかって、その位置を確認しながら、まず1点はここに書いていますように、皆さんが、子どもたちがやはり運動できるような状況の運動会等で広さがとれるんかというたら、とれます。それと、地域の皆さんの触れ合いを含めて、また交流の場であるそういう学校のグラウンドは、やはりナイター設備等も、少し今バックネット部分がかかる程度で、支障はないとそういうことも説明を受けました。

それから、裏側分につきましては確かに今の道との境、非常に狭うございまして、給食センターから来る配送の給食車と言いますか、配送車がやっぱり狭い、そういう現状の中で、今度前に出るためにはいろんなやはりことも考えて、子どもたちの放課後クラブ等の部分も、南側でありますけれども、設置しよう。ただ、今申された今道路側の北側部分ですか、その部分については少し空き地が出る。しかし、正確にはそこが教職員の駐車場になるとかということは正式には聞いていませんが、あいたスペース部分を今後協議してまいるといことも聞いているところでございます。

以上であります。

○議長（渕野けさ子君） 11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 統廃合の30年先、そして50年先ということが決まって初めて、では何年間もつような校舎をつくるかという手順で本来ならば、中長期計画にのっとった建設というものが進められていくことで、地域の方も十分に理解が進むというふうに考えておるんですけれども、どうも駐車場になりそうとか、そしてこれからの統廃合がどう進んでいくのかということを出さずに進めていくことに対する疑義に対して、説明の機会を設けるのが少々遅い

し、雑であったというふうを考えられるんですけども、そういう意見は委員会の中で出たでしょうか。

○議長（**淵野けさ子君**） 佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えをいたします。

今おっしゃられたようなことも含めて、地元3人の委員さんおりますので、そういうことも話されました。しかしながら、今の喫緊の課題は何であるかということも含めて、やはり皆さんがいろんな議論をしまして、その中で子どもたちにどうすればいいか、そういうことも含めまして、こういう委員会の結果が出ていますし、長期ビジョンのことにつきましては説明を受けていませんし、この予算議案の中ではそういうお話は今、この報告のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（**淵野けさ子君**） 11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 最後に1点だけ、この各方面への説明不足は否めないということに関して、委員会からの教育委員会に対する注文なり、叱責なりという形の発言は、委員さんなさいましたですか。

○議長（**淵野けさ子君**） 佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えをいたします。

まず、この教育委員会の審査に入る前に教育長が我々委員会に見えまして、今までの小学校改築、建てかえに関することにつきましては、委員会に対してですよ、非常に説明不足があったと、そういう陳謝がございましたので、私はこの冒頭から皆さんにお諮りしてここで委員会として可とすると、この陳謝を。そういうことで、審査を進めたわけでございます。

○議長（**淵野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 教育民生委員長にお尋ねいたします。

中断の部分で由布高校のスクールバスの試行運行に関して、地域格差のつかないようなコース設定が必要ではないかという強い意見が出ていますということで、強い意見がそのコース設定の中でどういうふうに出されたのかとかいうのが、全然この文面では理解できないんで、そこがわかるように教えていただきたいんですが。

○議長（**淵野けさ子君**） 教育民生委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） この言葉はですね、私もそういうどういう表現がいいかなど、そういうことを思っていますが、我が委員会では非常に今回の連携型中高一貫につきましては、みんなで支えていこうと、そういう前向きな答弁の中で議論をしまして、ただコース設定等につきましては、やはり湯布院から挾間までいろんな状況がございます。特に、挾間から由布高校までの幹線と申しますが、それにつきましては210号です。そういうことについては視野

の中に入っていたと。ただ、湯布院から庄内までの間につきましては、この報告でありましたように、ユーバス等のことからやはりその部分が幹線分が出たということになれば、それぞれの1人でも多くの皆さんに行っていただくならば、やはりきちっとした試行もしながら、やはり落ち度のないような計画をしたらどうか、そういうことでそういう意見ということにさせていただきました。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 具体的な試行案というのが出されて議論したんか、それともただ口頭で言われただけで議論しているのか、そこ辺を。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） 具体的な図面等も出していただきました。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑は。6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 教育民生委員長に続けてお伺いいたします。

先ほど11番議員さんも指摘していらっしゃいましたけれども、小学校の建てかえの工事費について、その現段階まで各方面の説明不足が否めないということと、その実施設計ができてから関係者に説明するということでは、非常に不十分だというふうに思われているのであれば、関係各社への説明があってから工事に取りかかるようにというようなことを、まずは説明会を開くべきではないかということ委員会から意見を付すなり、条件をつけるなりすべきではないかなというふうに思います。

また、さらに今の建てかえのでき上がっている場所についてもいろいろな意見も出てきていますし、こういうことであればもちろん耐震の状況で喫緊に建てかえなければいけない、今の校舎が危ないというのは十分わかりますけれども、それであれば例えばその工事費を新しい本校舎の工事ではなく、仮校舎みたいなものを建てて、そこでゆっくりと、子どもたちはそこで安全な校舎に通学させて、その間に十分に本来の40年間、今後使う小学校をつくり直すというような時間を設ける策もあったのではないかと思います。

そういう意味で、この工事費を本校舎ではなくて、仮校舎をまず建てて、十分地元の理解なんかを協議すべきではないかというような予算執行に関する一部凍結なり、条件をつけるようなことは検討されなかったのでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えをいたします。

まず、議員の皆さんに確認をお願いします。この実施設計につきましては、昨年の一期議員のときの当初予算で上げられております。したがって、その時点でやはり検討を含めて皆さんでやはりすべき問題ではなかったんかなと、私は疑問に少し思っています。

したがいまして、そういう皆さん今質疑ございましたけれども、非常に学校で大事なことです。本当にもう、地域の核となる学校の問題でございまして、ただ我々の所管に今回新委員会が立ち上げられまして、説明を受けてから我々がそういうことも含めて一生懸命議論をさせていただいておりますので、非常にまあ、そういうところも含めて皆さんにやはり情報の開示というものを含めて、いろんなことがあったから否めないと言っただけであって、こういう現在進行形の中でそういう話をされてもいかなものかと思っております。

○議長（**渕野けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） お伺いしたのは、その実施設計の予算を昨年度予算で認めたではないかということでしたけれども、実施設計の予算を認めることと、その中身について十分な審議をしてないということは別問題です。実施設計をするなど言っているのではないんです。昨年の21年度の予算で我々が実施設計を認めたからこそ、どういう実施設計をするかの説明が全くなかったし、関係者に対しての十分な理解を得る努力もしてきてなくて、今委員長がみずからおっしゃったように、十分な説明がしてない、説明不足がこの時点で明らかになったんだから、それであればこのまま実施設計どおりの工事を進める工事費はちょっと待って、もう一遍その十分な理解を得てから工事費の執行をすべきではないかと申し上げているんです。その、実施設計をしたのが悪かったというのではなくて、実施設計をした結果を今教育民生委員さんたちが、十分に審議してみたら中身についてあるいは説明について不十分な点があったからこそ、それを委員長報告で言われているからこそ、今後の次の段階の工事費の予算執行については、委員会としてはそこら辺の条件をクリアするまで予算執行を凍結する、あるいは予算執行に条件を付けるというような審議をすべきではなかったかと申し上げているんですが、その工事費の執行についての条件をつけるという考えはなかったんでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） これは、我が委員会に対する私はやっぱりきちっと私がこの報告で申し上げておるんです。で、内々でありましてけれども保護者の皆さんを含めてPTAの皆さんには、担当課なりがきちっとやはり、きちっとわかりませんが、その都度説明したと、そういう報告も受けておりますし、我々とすればこういう予算が上がった段階でのやっぱり審議をして、子どもたちがやはり安心する教育なり環境づくりをする必要があると、そういうことで審査をしたわけでございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 最後に確認です。それでは、教育民生委員会としてはこの工事の執行については、今でき上がっている実施設計どおりに、これを本校舎として建てるということを確認したということの確認でいいんでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） そうです。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 産建の委員長にお尋ねいたします。

土木費8款の6項住宅費の住宅管理費の中で、過充当ということなんですけども、実際は過充当ではなくて、使用料手数料、このくらい住宅管理費に入れる以上は、そのくらいの補修費等住宅建設にかかわってやらなければならないやつをサボったちゅうことやないんですかね。その辺は過充当の背景については議論は委員会ではされたんでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 産業建設委員長、太田正美君。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） お答えいたします。

その辺の検討はしておりません。以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、済みません。3回で終わりです。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 反対討論をいたしますが、反対の理由として幾つか上げたいと思います。

1つは、2款1項1目の13節顧問弁護士の制度そのものです。出発時は2人で100万円でしたけども、それも、1人でもやめろというのにまだいまだに続けて、訴訟費も含めて過去に何百万も充てると。件数を聞いてみたら、昨年までは大した件数ない、一昨年までは大した件数ない、昨年はいろいろ案件があつてかなり相談しているけど、1件30分5,000円、1時間1万円で相談してもとても50万円には及ばんですよね。そして、あろうことか、中には裁判に持ち込んで恥ずかしい思いをして、何かみともないことをやって、そういうことを考えたら顧問弁護士なんかやめて、きちっと相談なら相談でそのごとにやるというような立場をしないと、何か由布市がふんだくられているような感じで私がして否めないんですわ。裁判の結果から見ても。まずそれが1点です。

2つ目は、もうずっと言っていますけども、法律が切れて5年以上になるのに、同和をいまだに掲げて人権対策課ならわかりますけども、人権同和对策課なんてもう、歴史的な遺物を何のためにこんなこと残したのかわからんですけども、そして職員も2人配置し、臨職入れれば3人ですか、社会教育も入れれば4人ですか。何か住民から見て本当にみともないことを平気でやってんですけども、研修にしても昨年までは解放同盟の委員長を講師にしたりとか、もう本当情けなくてしょうがないんですけども、きちっとそういうものは整理して、もうやらないという立場

を早急にとってほしいというように思います。

次は、今度の国民健康保険、次の議案でもかかわりますけれども、一般会計からの投入を削減して、基金全額ほとんど使うような国保にしました。大分県はもう全国でも有名な、一般会計からの繰り入れ、県ちょっとひどいんですけども、県がそういうことをやらないから、各市町村もやらないということで、それに輪をかけてことしは削減して、国保、独自の中の基金でやりくりさせるという、まさに次には値上げをねらったかのような、そんなやり方なんで、こういうことは認めるわけにはいきません。

最後は、予算書についてですけども、いろいろ言ってシステム上でできんと言いつたのが、かなりいろいろできました。最後に残すところあと1つだけです。5ミリを広げるのに歳入部分では60ぐらいですから、約1ページ半、1枚半、3ページ。歳出では10ページ、5枚分です。何とかそうしたら本当に便利がいいんですね。来年度はそういうふうになるように期待して、ことしはそれも反対の理由の1つにつけ加えて、わかりやすく使いやすい予算書をつくってほしいということをお願いして、反対討論いたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、原案賛成者の討論はありませんか。10番、佐藤友信君。

○議員（**10番 佐藤 友信君**） 賛成の立場から討論を行います。由布市は合併5年を迎え、総合計画に沿っての地域に密着したまちづくりを進めるための事業、予算が計上され、22年度の予算は国や県の財源を活用しての福祉予算や経済対策、雇用対策など、積極的な行政運営が計画されております。

特に、市民の暮らしに密着した学校施設整備や、湯布院地区の福祉センター建設、庄内地域の中山間地域総合整備事業などハード面や子育て支援対策、農商工連携地産地消事業などのソフト事業など、全体的にバランスよい予算が計上されています。よって、1日も早く由布市民の福祉向上のため、市民が待ち望んでいる全事業についての予算可決を行い、事業執行を行うために、本議案の可決を望み、賛成討論いたします。（拍手）

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 反対の立場で討論いたします。

一般会計の当初予算については、もちろん今10番議員さんがおっしゃられたように、当初予算そのものは認めたんですけども、しかもことしの当初予算は従来型の前年度踏襲型ではなくて、市長が2期目に入られて重点施策を掲げられて、それにメリハリのついた予算組をしようとしたことも十分伺えるので、ぜひ賛成したいところだったんですけども、1点だけ、やはり小学校の建設費4億7,100万円が計上されている部分についてのみ、どうしてもこれを認めるわけにはいかないのので、反対の立場で討論をさせていただきます。

これが、先ほどの質疑の中でも明らかになりましたけれども、仮校舎の工事費用として執行し

ていただくのであれば賛成をしたいんですけども、やっぱりこのままこの計画のまま本校舎を建てるということは、どうしても認めがたいというふうに思っています。

実施設計ができてから関係者に説明をするなどと言っておりますけれども、実施設計ができ上がってしまったからは、しかも耐震の時期が迫っている中でやりかえることは非常に難しいわけです。そうなったときに、実施設計ができて、幾ら関係者や地元の方々に説明をしているんな意見が出て、計画は変えられないと、であれば結局市民の人たちに説明するのはガス抜きであって、説明をするだけであって、市民の意見を取り入れられる余地が全くないというふうにしか思えません。

市民の意見を聞く、もうちょっと市民関係者と十分に協議をして、本来の本当にいい由布院小学校をつくるためには、ぜひこの工事についてはまずは仮校舎にしておいて、それから十分な協議をかけて、またあの位置でいいのかどうか、本当にあの場所でいいのかどうかということも、長い議論になると思います。それから、学校の中身も本当にそういう学校の中身でいいのかどうかということで、意見を聞くべきではないかなというふうに思います。

そういう意味では耐震、耐震と言いますが、もちろん耐震のために学校を建てかえなければならないことには反対はしておりません。耐震対策として仮校舎にしておいて、本来の校舎は時間をかけてつくる、そうしなければ今後50年間、我々が今後の由布院小学校に対しての責任を持たなければいけません。今後50年間使い続ける小学校を設計してつくる段階でこんないい加減な、もう見切り発車で住民の理解も説明もなくつくってしまうことには、どうしても私は責任が持てないので、この予算の執行には反対をいたします。

これは、またもう一つこういうことをしてしまうと、これは今回の小学校だけの問題ではありません。昨年に12月の一般質問のときに申し上げましたけれども、今後由布市が公共施設を建設していくときに、十分に地元の人たちの理解や納得を得て、さらには市民と一緒にやっていくと、そういう視点を十分に組み入れるためにも、今のやり方のまま工事に着手することは認めるわけにはいきません。

市長は、協働ですとか、市民参加ですとか、住民自治ということを掲げられていますけれども、そのことからの視点からしても、市民の意見を聞くと言いながらも、市民の意見を取り入れられるようなスケジュールにはなっていないし、結局ガス抜きだけの説明会を開いてやってしまうことは、かえって市民の協働を妨げると思います。ぜひ、これはこのままの実施設計のままで、あそこに本校舎を建てることに反対をして、この予算を認めないでいただきたいというふうに思っています。反対討論といたします。

以上です。

○議長（**渕野けさ子**君） ほかに討論はありませんか。11番、**溝口泰章**君。

○議員（11番 溝口 泰章君） もう、質疑のときに少し触れましたけれども、本当に今回の由布院小学校の改築に際しましては、説明不足が私は大きな欠点として残りそうな気がします。これを、このまま建てることは今同僚議員も反対討論で申されたように、禍根を残すと、最後に自分が50年後に責任とるときに、あのときもうちょっと考えてもらえばよかったなというふうな反省をしそうな気がしてなりません。ぜひともこの由布院小学校の改築に関しましては、この部分だけ凍結、そして再検討をお願いして、よりよい姿での改築に望まれるように希望して、この部分の凍結を望み反対とさせていただきたいと思います。

○議長（淵野けさ子君） ほかに討論はありませんか。16番、利光直人君。

○議員（16番 利光 直人君） 小学校の校舎の件について、賛成の立場から討論をしたいと思っています。

先ほど委員長が、佐藤委員長が言われましたが、審議も十分、私も当委員会でございますが、いたしましたし、私も固有名詞は申しませんが、気になりましたので二、三の町内の方に、湯布院の方に聞いてみました。地元の議員の方の賛否それぞれ分かれていることも一人一人私は承知しておりますが、それはそれとして地元の意見も分かりますし、今の位置がいいのかどうかということも賛否両論ですし、私の感じとしては3分の1から、3分の2から4分の3、大多数が現在の位置でいいと。これが、中学校の位置に将来の統合目指していくと遠くなるという方が大半でございます。そういう面では、今に位置でいいとかいう、いろんなことも私なりに聞きました。

それと、小林議員が言われる、固有名詞出して悪いんですが、4億数千万もの仮設をつくるような市の財政は、当然皆さん御承知のようにありません。それと、もう1点は昨年から実施設計を申した時点で、地元の配慮がもっとほしいということは今の時点ではなくて、その時点で地元の議員がはっきり言うべきです。本設計が3月末にでき上がって、その時点で設計に多額な金を掛け、これから本設計に向かうというときに、今になって混ぜ繰るような言い方は、私はどうかと思います。

そういうことも含めまして、十分な論議を果たす時期が遅かったんじゃないかと。湯布院の地域の方が先ほど委員長が申しましたように、PTA、その他に関しても何度かもう説明は申してあります。そのときに意見はもう出てないんですから、その辺も我々も聞いております。その辺のことをもうちょっと溝口議員、小林議員、聞いていただきたい、地元の方に、そしてこういうことを言っていただきたい。一部の意見だけでの聴取はいかななものかと、この議会で私は思います。

そういう意味で、いろんな言いたいことありますけども、時間をかけて審議をいたした結果を申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（淵野けさ子君） ほかに討論はありませんか。1番、鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） 1番、鷺野です。私も当委員会としまして、今回賛成ということで意見を出しました。

今、半分だけの仮校舎でありましたら6,200万円です。これを全部仮校舎にしたときには1,700万円のお金がかかります。あ、1億7,000万円のお金がかかります。そういう中から現在のやり方でも私はいいんじゃないかというふうに思いました。

特に、耐震性がI S O . 0 8という数値が出ております。それをまず掲げられてときに、もし何かがあったときにじゃあどうするのかという意見のもとで、私たちは賛成という意見を出しました。じゃあ、私たちは議員になりましたたった5カ月ですけれども、その私たちがやはりここでもう、前回の議員さんたちから付託されていることを、私たちが今ここで答えを出したわけですけれども、じゃあ前回の議員さんたちは何をしちよったんかというふうに私はあえてまた言いたいと思います。

今はやっぱり考えなければいけないのは、やはり地震でもし何かあったときに、責任をじゃあだれがとるのかとなったときに、もうこれを抱えられれば、もう現状計画をしてくれているこの計画に乗るしかないんじゃないかというふうに私はこの場で思い、私は賛成に投じました。ぜひとも皆さんの意見を、賛成を得たいというふうに思っております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（淵野けさ子君） ほかに討論はありませんか。4番、長谷川建策君。

○議員（4番 長谷川建策君） 4番、長谷川建策です。鷺野議員と同じ意見ですが、私も聞くところによりますと、初めての議会の前にもう既にこういう話は議員さんたちに話があった、またPTAにもあった。私はすぐ、私の住んでいる花の木通りを、すぐ行ってどんなふうじゃろうか、学校ができたほうがいいのかできんほうがいいのか、すぐ聞いて回りましたら、子どものためやけん、一刻も早くつくってもらいたい。あそこはまた、我々の地区の避難場所にもなっているから、あと裏の駐車場問題とか、ネットが20メートルくるうとか、そういう間違っただけ情報が流れたのは確かです。だけど、子どもたちのやはりことを思ったらいち早く建てるのが筋だと思って、賛成討論とします。

以上です。（拍手）

○議長（淵野けさ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵野けさ子君） これで討論を終わります。

これより、議案第32号を採決します。本案に対する各委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時30分といたします。

午後0時29分休憩

.....
午後1時28分再開

○議長（**渕野けさ子君**） 再開いたします。

次に、日程第25、議案第33号平成22年度由布市国民健康保険特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 委員長にお尋ねいたします。

一般会計のところでも言いましたけれども、一般会計の持ち出しを減らして、基金を3億円これに繰り入れるようにしたということについて、委員会でどのように議論されたかちょっと気になるところであります。

それと、質疑の中で明らかにしました15款の諸収入すべてを一般財源に充当しているのはおかしいんじゃないかという点と、さらには財源内訳のところ、その他の特定財源を、繰入金以外をすべて諸収入で表記している点については、やっぱり一般会計と同じように、それぞれわかりやすいようにしてほしいということは、委員会でもせめて話題になったかどうかだけでも教えていただきたいんですが。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えいたします。

いつも西郡議員さんにはいろんなやはり我々に対する、国保やっぱりきちっと審議したほうがいいですよということを教えていただきまして、本当にありがとうございます。（拍手）

ただ、予算も含めてですが、もうおっしゃることもよくわかるわけでございますけれども、基金というのも本当にそのときの事情に応じて取り崩して、やはりやらなきゃならないという状況もあるわけで、できるだけ一般会計にしてもやはり金を使わないような状況というのはすべきでしょうが、その前にやはり健康に気をつけたやっぱり予防対策を含めてやらなければならないと思いますし、最終的な部分の諸収入につきましては、やはりわかりやすいように一般会計のような、やはり取り組みをする必要私もあると思いますので、その辺につきましては、執行部にまた申していきたいと思っています。

○議員（**12番 西郡 均君**） ありがとうございます。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 質疑、聞いた点、3つのことを理由に反対をいたします。

1つは、やっぱりこのような国保の状況の中で、50%が所得のない人が加入している国保の世帯です。そういう人のことを考えたら、そういう保険料の負担は一体どこが軽減してあげるかといったら、一般会計からしかないわけですから、ぜひその辺は削減することのないようお願いしたいと。

2つ目は、今回の場合はほかの保険会計、その他特別会計について諸収入のところほとんど分けて、特定財源と一般財源か明確にしているにもかかわらず、この国保だけがちょっとずさんにやられているんで、このことは明確にしておきたいというふうに思います。

そうした表記の件ですが、諸収入で全部書かれたんではもう、どこから充当されているかさっぱりわからんということなんで、これは委員長も御賛同いただきましたように、次回からはやっぱりそれを、システム上とか変なこと言わずに率直にやってほしいというふうに思います。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（渚野けさ子君） 次に原案賛成者の討論はほかにありませんか。16番、利光直人君。

○議員（16番 利光 直人君） 今回、教育民生に入りまして、本当に国保、介護、高齢者、ただいま猛特訓で勉強中でございます。その中で言えることは、西郡議員に対して賛成討論で一言だけ述べさせてもらいますが、この予算につきましては、皆さん御承知のとおり、例年どおりの配分予算でございます。我々を含め後期高齢者、お年寄りがだんだんふえております。当然予算も上がっておりますし、今回0.9%の増ということで値上げしているものでもありませんし、皆さんのぜひ御協力をお願いしたいと思います。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（渚野けさ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渚野けさ子君） これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立20名〕

○議長（渚野けさ子君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第34号平成22年度由布市老人保健特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 委員長にお尋ねします。

さきの補正予算で、要するに翌年度に繰り越すとされた精算金が新年度の予算書に全く反映

されていないんですね。だから、そういう点について委員会で議論されたかどうかその辺を教えてくださいたいんですが。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） 本当、そのことにつきましては、補正のときに少し言葉が足りませんでした。したがって、委員会でもそういうことも含めて審査もいたしまして、一応西郡さんからそういうことを言われるかしれませんので、私なりに説明するという形でちょっと用意しておりますので聞いてください。

翌年度へ精算すると言いながら、なぜ翌年度予算書に反映されないということでございまして、国庫支出金と県支出金のことだと思っておりますが、それだったですかね。で、御案内のように老人保健特別会計は、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されました。したがって、毎月の保険給付費等の支払いはありません。

しかしながら医療費、医療機関等からの過誤納等の精算のみとなっていると聞いております。本来ですと、国県から21年度分の医療費の概算の負担金をいただいて、22年度で精算をして、負担金の追加をいただくか、返納するかということになると思いますが、今年度は概算によります負担金もありませんし、22年度において精算するということで減額補正のときにしたわけで。したがって、平成22年度当初予算は見込みを予算計上しているの、国・県等の21年度分の精算額が、まだ今不明であります。精算額が分った段階で、恐らく聞きますと9月ごろじやなかろうかなと思っておりますが、その段階で果たしてそれを補正する必要があるかないか、そういう状況の中であれば補正するという事をお聞きをしております。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 精算も最後の土壇場ですからね、9月にならなければわからないというようなことはあり得ないんで、それをもしそういう言い方をされていて了解するというようなことはちょっと私には考えられないんで、具体的な数字はもう既に出ていると思います。そういうところまで目が届かなかったんか、きちっとさせようとしなかったんか、どうかわかりませんが、基本的に翌年度に回したという事実関係は明らかなんです。その翌年度分をその金額以上にきちっと把握するというのが当然のことなので、金額が3分の1くらいに減って当初予算が出るなんていうのが、ちょっと考えられないんで、その不十分さを指摘して反対討論といたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。9番、佐藤郁夫君。

○議員（**9番 佐藤 郁夫君**） 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

今、西郡議員さん言われることもわかるんですが、21年度のまだ実際そういう医療機関等までレセプトしまして、その分が本当に不明なんです。それを分っているのを措置しないのは、そこまで追求しなかったのはいかがなものかと言いますが、私が今、知りえている執行部からお聞きしましたこと含めて、隠しも何もしていませんし、執行部もまだ本当にわからないんだと。したがって、不明の金額をまた上げて、それをまた補正するということは、また私はあってはならんと思いますので、そういうことではなくて、やはりきちっとわかった段階で、医療機関からのもらい過ぎか、またそういうレセプト点検したときの間違いがあるのかなんか、きちっとしてやはり国県等のやはりいただくならばいただくと、返納するなら返納するという形が、わかった段階でやっぱりきちっとすべきだと思っていますので、そういうことで今回のこの予算執行につきましては、賛成の立場で賛成討論といたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員21名中起立20名〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第35号平成22年度由布市介護保険特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第36号平成22年度由布市後期高齢者医療特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 参考までにお尋ねしますが、教育民生委員会の中には組合の議員もおられます。ちなみに、この由布市の保険給付費総額が一体どのくらいになっているのか、参考までに教えていただきたいのですが。由布市から納付する金額ですね、それはこの予算のとおり3億7,000万円ということではあるんですけども、実際の由布市全体で後期高齢者医療の保険の給付費がどのくらい総額行われているのか、もし委員会の中で組合委員からその資料が提供されたり、あるいは委員会の中で議論されたりしていたら、教えていただきたいんですが。

○議長（瀧野けさ子君） 教育民生委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（佐藤 郁夫君） お答えをいたします。

そういう資料は提示もありませんし、審議もしておりません。以上です。

○議長（瀧野けさ子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀧野けさ子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀧野けさ子君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（瀧野けさ子君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第37号平成22年度由布市簡易水道事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 私が本会議で質疑で述べた目については、委員会でどのように議論されたんですか。訂正の文書も出ないようでありますから、委員会で認めたんだと思いますけども、その辺を教えていただきたいんですが。

○議長（瀧野けさ子君） 産業建設委員長、太田正美君。

○産業建設常任委員長（太田 正美君） 当委員会としては、そのことは別に議論しておりません。

○議長（瀧野けさ子君） 12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 余りにも無責任すぎると思いますね。本会議で質疑してやっぱりそのことについて注意を払わないなどというのは、委員会で怠慢だというように私は思います。別に反対する意思はありませんけども、廃目の番号を載せて、そして議会にかけるなんちゅうのはあっちゃあられん話ですから、やっぱ是正はきちっと委員会のサイドとして、委員会の最終日でも訂正した予算書を配るとなりとすべきだというふうに思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） 答弁要りますか。

○議員（**12番 西郡 均君**） 要りません。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第38号平成22年度由布市農業集落排水事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 委員長の報告書を読みますと、先ほど報告がありましたけれども、温泉水が含まれていることは本来違法行為なんですけども、この間設立当初からずっとこれを容認して今日まできていることに対して、どうせよというんでしょうか。精査検討するという意味がよくわからないんですが。

○議長（**瀧野けさ子君**） 産業建設委員長、太田正美君。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） 取り扱いを今まで明確なこれを入れるか、それとも別の排水に流すかということの取り決め等の明確な基準を、どのようにしたいかというのがわかりませんでしたので、当委員会としてはその辺のことをしないと、今の西郡議員から質問がありましたように、今の基準でいく機能ですとちょっと6カ月くらいがかなり、12月等の使用料がかなり多くなっておりますので、その原因がやはり温泉水等は正月等で温泉水が多量に入るための原因ではないかというような報告を受けましたので、そういうところをもう少し精査する必要があるということで、意見に付しました。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 温泉水そのものについては、委員会としては認められないという立場なんですか、そこ辺はちょっとお尋ねしたんですが。

○議長（**瀧野けさ子君**） 産業建設委員長、太田正美君。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） これが、農業集落排水が始まった当時のいきさつはよく

わかりませんが、その時点でもう既にその辺があいまいなままこれが始まったと聞いておりますので、その辺のことの精査を当委員会としては入れるべきではないかというような立場から、こういう意見を付しております。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第39号平成22年度由布市健康温泉館事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第40号平成22年度由布市公共下水道事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第41号平成22年度由布市水道事業会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第34、議案第42号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第35、議案第43号由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。ここで暫時休憩します。

午後1時53分休憩

.....

午後1時57分再開

○議長（**瀧野けさ子君**） 再開いたします。

お諮りします。本日、市長から議案2件、議員発議として発議6件及び各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。

ついては、この提出案件9件及び会議規則第159条の規定による議員派遣の件についての計10件を日程に追加し、追加日程第1から第10として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、議案2件、発議6件、閉会中の継続審査・調査申出書及び議員派遣の件についての計10件は、追加日程第1から第10として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 議案第44号

追加日程第2. 議案第45号

追加日程第3. 発議第2号

追加日程第4. 発議第3号

追加日程第5. 発議第4号

追加日程第6. 発議第5号

追加日程第7. 発議第6号

追加日程第8. 発議第7号

○議長（**瀧野けさ子君**） 追加日程第1、議案第44号から追加日程第8、発議第7号までの8件を一括して上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。まず、議案第44号及び議案第45号について、市長。

○市長（**首藤 奉文君**） それでは、最初に議案第44号平成21年度由布市一般会計補正予算

(第8号)について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ949万6,000円を追加し、予算総額を165億6,913万2,000円にお願いするものでございます。

今定例会で補正予算を上程したにもかかわらず、再度の補正予算をお願いしなければならなくなりました。その理由といたしまして、国庫支出金であります地域活性化きめ細かな臨時交付金が今月初めに第2次交付分として追加の内示をいただいたところであります。また、この交付金事業がすべて繰越明許となっておりまして、翌年度の繰越財源等の関係で、歳入の補正が必要であります。

さらに、歳出におきまして民生費の介護等給付費負担金が年度途中で増加傾向にあったことから、12月議会で予算の増額補正をお願いし、承認の議決をいただいたところでございます。しかしながら、その後も見込み以上に利用者がふえたことから、予算に不足が見込まれますので、補正予算の追加をお願いするものでございます。

次に、議案第45号財産の取得について御説明を申し上げます。

この議案は、本定例会における議案第22号由布市一般会計補正予算において、下湯平若者定住化事業として公園を整備するために、由布市が由布市土地開発公社から用地を購入する予算が12日に承認・議決されたことを受けまして、由布市と由布市土地開発公社の間で土地売買仮契約の締結をいたしました。取得面積が5,000平方メートルを超えまして、取得価格も2,000万円を超えますことから、由布市有財産条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、この土地の売買が特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源としておりますので、売買が年度内に整うことが必要なために、追加議案として提出をさせていただきましたので、よろしく申し上げます。

○議長（**渕野けさ子**君） 次に、発議第2号について、11番、**溝口泰章**君。

○議員（**11番 溝口 泰章**君） 議会運営委員の溝口でございます。発議第2号の御説明を申し上げます。

今発議は、由布市長の専決処分事項に関する条例の制定についてでございます。上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び由布市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。平成22年3月19日、由布市議会議長**渕野けさ子**殿、提出者、由布市議会議員**溝口泰章**、賛成者、由布市議会議員**新井一徳**議員、由布市議会議員**工藤安雄**議員、同じく**太田正美**議員、同じく**佐藤郁夫**議員、同じく**高橋義孝**議員。

提案理由につきましては、議会の権限に属する軽易な事項について、市長が専決処分すること

ができるようにするため。裏面をごらんください。

条例でございます。案、由布市長の専決処分事項に関する条例。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次にあげる事項は市長においてこれを専決処分することができる。

1、その目的物の価格が100万円以内の訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に関すること。ただし、交通事故による場合は120万円以内とする。

2、1件100万円以内の法律上、市の責務に属する損害賠償の額を定めること。ただし、交通事故による場合は120万円以内とする。

3、支払い督促にかかる訴えの提起に関すること。

附則、この条例は交付の日から施行する。

御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（**淵野けさ子君**） 次に、発議第3号及び発議第4号について、7番、高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） それでは、発議第3号について御説明を申し上げます。

発議第3号日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の日米密約の公表・破棄を求める意見書。上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。平成22年3月19日、由布市議会議長淵野けさ子殿、提出者、由布市議会議員高橋義孝、賛成者、由布市議会議員佐藤友信、同生野征平、同西郡均、同溝口泰章、同小林華弥子、同二ノ宮健治。

提案理由につきましては、日本政府に対し、日米地位協定の運用にかかわる第1次裁判権の実質放棄についての確認を促すためであります。

詳細については、裏面に掲載しておりますが、意見書の内容としては日米地域協定第17条の運用にかかわる、米兵公務外犯罪の第1次裁判権の実質放棄を確認した上で、日米密約取り決めに公表し、破棄することといたしております。

何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、発議第4号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書。上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出いたします。平成22年3月19日、由布市議会議長淵野けさ子殿、提出者、由布市議会議員高橋義孝、賛成者、由布市議会議員佐藤友信、同生野征平、同西郡均、同溝口泰章、同小林華弥子、同二ノ宮健治。

提案理由、NPT再検討会議において「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を提案するとともに、その採択に向け、日本政府が主導的役割を果たすよう求めるためであります。

詳細については、裏面をごらんください。

以上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（**瀏野けさ子君**） 次に、発議第5号について、9番、佐藤郁夫君。

○議員（**9番 佐藤 郁夫君**） それでは、発議第5号保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書であります。上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出いたします。平成22年3月19日、由布市議会議長瀏野けさ子殿、提出者、由布市議会議員佐藤郁夫、賛成者、由布市議会議員利光直人、同じく佐藤正、同じく長谷川建策、同じく甲斐裕一、同じく廣末英徳、同じく鷺野弘一。

提案理由、保育所・児童入所施設の環境改善を求めるため。裏面をごらんください。

少子高齢化社会を迎えている中において、次世代育成支援は国の喫緊の課題となっております。また、保育の実施事務がある地方自治体にとっても最優先課題の一つとなっているところです。このようなことから、子どもの福祉の向上に必要な保育所・児童入所施設のあり方については、少子化が進行し、財政状況が厳しい地方自治体へ配慮するとともに、地域の保育機能の崩壊を招くことのないよう検討されなければなりません。保育は子どもに良好な育成環境を補償し、次世代の担い手を育成する公的性格も有するものです。

よって、国においては保育制度の論議にあたっては、子どもの立場に立ち、下記の事項に配慮するよう強く要望いたします。

1 点目として、保育所・児童入所施設の設置及び運営に対し、必要な財源を確保すること。

2 として、保育所・児童入所施設の最低基準については、改善に向けて十分に配慮すること。

以上であります。どうぞ、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（**瀏野けさ子君**） 次に、発議第6号について、13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 13番、太田です。発議第6号について説明いたします。

EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する意見書。上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。平成22年3月19日、由布市議会議長瀏野けさ子殿、提出者、由布市議会議員太田正美、賛成者、由布市議会議員田中真理子、同新井一徳、同久保博義、同小野二三人、同工藤安雄、同佐藤人己。

提案理由、日本政府に対し、日本農業に壊滅的な打撃を与えるEPA・FTA交渉推進を見直し、日米FTA交渉は行わず、食料の国内自給率向上を求めるため。裏面をお開きください。

EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する意見書。中段下のほうですが、特に、日豪、日米EPA・FTAは、日本農業に壊滅的な打撃をもたらすことは明らかであり、到底容認できない。特に、日米FTAについて、現政府は主要農産物は除外すると言っているが、相手国のねらいは農産物の関税を撤廃することであり、一たん交渉が始まったら取り

返しのつかない事態を招くことが懸念される。現に、日米経済協議会の委託研究レポート「日米EPA効果と課題」の分析として、「FTAによる自由化に伴う生産縮小が観察される」と結論づけて、具体的な減少量として「米で82.14%、穀物で48.3%、肉類で15.44%が減少する」としている。今求められるのは、食料のさらなる外国依存と決別し、40%に過ぎない食料自給率の向上に大きく踏み出すことと考える。

以上の主旨から、地方自治法第99条の規定により、下記の事項について意見書を提出する。

記、1、EPA・FTA推進路線を見直し、アメリカとのFTA交渉は行わないこと。

以上です。どうぞ御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、発議第7号について、15番、田中真理子さん。

○議員（**15番 田中真理子君**） それでは、発議第7号を説明いたします。

選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対する意見書です。上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。平成22年3月19日、由布市議会議長、渕野けさ子殿、提出者、由布市議会議員田中真理子、賛成者、由布市議会議員、佐藤人巳、同じく工藤安雄、同じく久保博義、同じく太田正美、同じく溝口泰章、同じく新井一徳、同じく高橋義孝、同じく長谷川建策、同じく廣末英徳です。

提案理由としまして、本来民法は家族を保護するための基本的な法制度であり、選択的夫婦別姓が導入されることになれば、夫婦や家族の一体感の希薄化や離婚が容易になる社会システムの形成につながることを懸念される。家庭の重要性が叫ばれる今日、必要なのは社会、国家における家族のきずなを強化する施策である。

よって、婚姻制度や家族のあり方に重大な影響を及ぼす選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対するためであります。

裏面をごらんください。

選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対する意見書です。御一読いただけていると思いますが、中ほどに、本来民法は家族を保護するための基本的な法制度であり、安定した家庭生活が営まれるよう夫婦関係、親子関係等を保護しているものであります。

また、家庭の重要性が叫ばれる今日、むしろ必要なのは、社会と国家の基本単位である家族の一体感の再認識であり、家族のきずなを強化する施策である。

そして、国家及び政府においては、特定の勢力による主張に容易に同調することなく、婚姻制度や家族のあり方に極めて重大な影響を及ぼす選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正を行わないよう、強く反対を求めるものであります。

どうぞ、御賛同のほどよろしく願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） それでは、議案第44号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長です。それでは、私のほうから議案第44号について詳細説明をさせていただきますが、その前に、おわびと追加に至った理由について御説明をさせていただきます。

まず、補正予算の追加ということで大変御迷惑をおかけして申しわけございません。このようになりました理由としまして、先ほど市長のほうからも提案理由で触れましたが、まず、1点目としまして、きめ細かな臨時交付金の第2次交付分、これの内示が3月初めに国のほうからあったということでございます。

で、この臨時交付金につきましては、第1次交付分を今議会の議案第22号ですか、一般会計の補正予算で上程をいたしまして、12日に可決をいただいたところでございますが、追加の内示につきましては、追加があったということで、この事業が繰り越し事業ということになっております関係で、翌年度の繰り越し財源等の関係で歳入の補正が必要になったということが1点目でございます。

それから、もう1点目でございますが、歳出のほうにおきまして、民生費の介護等給付費負担金、これが予算不足が見込まれるということでございます。この介護等給付費負担金につきましては、予算的には約3億5,000万円程度で事業実施をしておりますが、事業内容につきましては、身体、それから知的、精神等の障がい者に対しまして福祉サービスの利用状況に応じまして、要した費用を各事業所の請求に基づきまして市が給付をしているという事業内容でございます。

で、この負担金でございますが、年度途中でも増加傾向にあるということで、12月で補正予算をいたしたところでございますが、その後、月平均を上回るような状況で利用者増が続いたということで、予算不足が見込まれることから、補正予算をお願いするものでございます。

ちなみに、この事業の財源内訳につきましては、国が2分の1、それから、県と市が4分の1という財源割合になっております。

それでは、議案第44号について御説明をさせていただきます。

平成21年度由布市一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ949万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億6,913万2,000円と定める。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成22年3月19日提出、由布市長。

それでは、事項別明細ということで、5ページをお開きください。

5ページの2の歳入でございますが、まず、15款の国庫支出金、その中の1項1目で民生費の国庫負担金、この分が今回補正額で474万8,000円となっております。負担金の内容に

つきましては、障害者自立支援給付費負担金ということですが、これは、後ほど歳出で事業費が出てきますけど、補正額は949万6,000円歳出で補正するというので、これの2分の1ということで、この金額が国庫負担金として増額補正となっております。

それから、次の2項の国庫補助金の1目の総務費国庫補助金につきましては、補正額が4,829万5,000円ということで、説明欄に書いてございますが、きめ細かな臨時交付金、これの第2次交付分ということで、この分が増額ということで、臨時交付金全体としましては、一番右側の計に書いてございますように2億3,501万2,000円となります。

それから、16款の県支出金でございますが、1項1目の民生費の県負担金、これは先ほど申しました介護等給付費負担金分の4分の1が県の負担金ということで、この分が237万4,000円の増額ということになっております。

それから、19款の繰入金でございますが、今回、きめ細かな臨時交付金等の国庫金も入ってきた関係で、これを調整するというので歳入が上回っておりますので、この分を4,592万1,000円財政調整基金の繰り入れを減額したということでございます。

最後の6ページをお開きください。

続きまして、歳出でございますが、3款の民生費、1項3目の障害者福祉費ということで、介護等給付費負担金、この分が今年度末まで不足が見込まれるということで、増額を願いますということでございます。財源内訳につきましては、先ほどお話ししましたように、国庫2分の1、県4分の1、一般財源が4分の1という内訳になっております。

それから、8款の土木費の2項2目の道路新設改良費、この分につきましては補正額がございませんが、きめ細かな臨時交付金の2次交付分が来たということで、国庫をその分増額をしまして、一般財源の減額というような形で、財源更正という内容でございます。

議案44号につきましては、以上でございます。

○議長（**刈野けさ子**） 次に、議案第45号について、詳細説明を求めます。湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（**古長 雅典**） 湯布院地域振興課長です。

まず初めにおわびを申し上げます。議会最終日になりまして追加議案ということで、議員の皆様方に大変御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

それでは、議案第45号でございますが、財産の取得について。次のとおり財産を取得することについて、由布市有財産条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成22年3月19日提出、由布市長、首藤奉文。

取得の目的でありますけども、下湯平公園整備事業を行うため土地を取得するもの。

取得する財産につきましては、土地、所在地が由布市湯布院町下湯平2400番地の1外であ

ります。面積、6,042平方メートル、取得予定価格3,927万3,000円、消費税を含んでおります。取得の相手方につきましては、由布市土地開発公社理事長、清水嘉彦であります。

先ほど、2ページ目を差しかえさしていただきましたけども、12日の本会議におきまして、平成21年度の一般会計補正予算の議決承認をいただきました。で、その中で、この用地取得費を認めていただいて、早速15日の日に、持ち回りの決済におきまして土地開発公社と由布市と売買仮契約を締結いたしました。由布市有財産条例によりまして、不動産の取得が2,000万円以上、そして、括弧書きで「土地については1件、5,000平方メートル以上に係るものについては、議会の議決が必要」ということでございます。そのために、本年3月中に土地開発公社との間で売買を成立させるために、今議会におきまして議案として議会の議決をお願いするものであります。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 以上で、議案2件及び発議6件の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会負託を省略し、これより全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、委員会の負託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

これより審議に入ります。

まず、追加日程第1、議案第44号平成21年度由布市一般会計補正予算（第8号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、議案第45号財産の取得についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、由布市土地開発公社の理事であります西郡均君の退場を求めます。

〔12番 西郡 均君 退場〕

○議長（**渚野けさ子君**） それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、西郡均君の入場を許します。事務局、お願いします。

〔12番 西郡 均君 入場〕

○議長（**渚野けさ子君**） 議案第45号については可決されましたので、お知らせいたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時40分といたします。

午後2時30分休憩

.....

午後2時40分再開

○議長（**渚野けさ子君**） 再開いたします。

次に、追加日程第3、発議第2号由布市長の専決処分事項に関する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 専決処分ができる条例の制定について質問いたします。

裏面の条例の冒頭に、地方自治法第180条第1項の規定によりこの条例を設置するということとすけれども、御存じのとおり、地方自治法第179条で、既に市長は専決処分ができる規定となっております。この100万円以下の軽易なものについても、この179条を適用して専決処分をすれば問題ないと思いますが、なぜ、わざわざ180条を根拠とした条例をつくるのでしょうか、教えてください。

○議長（**渚野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） お答えいたします。

180条においての179条との相違点の中に、今、議員申されました軽易な事項を指定して、市長に委任をするというところで、指定事項がここに書かれております3点でございます。そのあたりの解釈をいたしますと、この180条1項の規定を使うことによって、議会と執行長である市長との間の信頼をもとにした審議が簡略化できて、なおかつ、こういう対象となっている訴

えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁という部分において、時期を失うと成立しがたい案件などもございます。交通事故の被害者に対する入院とか治療とか、あるいは、先だつての本議会でも議案1号で27万円程度の和解金を支払っておりますけれども、こういう案件で、相手方にとって支払いが本当に必要な場合、そういう状況も多々生じ得ることですので、信頼をもとにした軽易と判断とできる事項、この3点を指摘して、当然これは客観的にも軽易だというふうには判断されるものでなければいけませんけれども、そしてまた、同時に、いとまがないと言って何もかも専決させるということでもなく、179条も生かしつつ、180条において、今申し上げたような内容の軽易なものに対しての条例を制定するという意味合いで御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） そういう軽易なものを指定しなくても、179条ではこういう100万円以下の訴えの提起、和解ですとか、交通事故の場合120万円以内とするものも、179条を用いて今のままで専決処分できるんですから、してもいいと思うんですが、179条と180条の一番の違いは、179条で専決処分をしたときには、次の議会で必ず議会の承認をとらなければいけない。だけれども、180条で専決処分をした場合には、議会への報告だけでいいということが一番大きく違うと思います。議会の承認が要るのか、議会に報告だけしとけばいいのかということで、議会のその後の責任の度合いが随分違ってくると思うんです。

そういう意味では、私は、179条で専決はしてもいいけれども、ちゃんとその後、議会が承認議決をとって承認をして専決させたほうが、議会としての責任を果たせるんじゃないかと思うんですけども、そこら辺の御見解。

さらに、もう1個つけ加えると、今、由布市議会は報告案件についても、了承するか、しないかの採決をしております。で、あれば、同じ採決をしてるんだったら、承認採決のほうに持って行ったほうが、議会として責任を果たせるというふうに思うんですが、その議会の責任についてはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） お答えいたします。

決して安易に専決を許すというのではなく、繰り返しになりますけれども、時期を失うと本当に和解も成立しない場合はあります。今ここでお支払いするので、この件は落着をとというふうをお願いすることもできますので、そういう意味合いでの相手方に対して時期を得た判断のもとで執行部が提起、訴え、和解、斡旋、調停、仲裁という行動に出れるわけですから、必ずしも179条のように、その専決に対して承認をとということを、この程度の——言葉は悪いかもしれ

ませんけども、軽易ということが、100万円とか、120万円で軽いなどなんたのではなくて、内容によっては軽易と判断できるものに対して、執行部に委任をして、市長に委任をして、その案件の始末をつけるという部分では、十分に後の報告だけでも大丈夫であるというふうに判断して、この条例を提出したものでございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 最後、確認なんですが、仮に、この180条を根拠にしたこの条例が制定された場合に、180条で規定されている議会に報告をしろということの報告があったときに、本来であれば議会に対する報告に、採決をして数をとる必要は規定されていないんですけども、今、現行では由布市議会ではやっておりますので、この提出者は、この条例に書かれたことが、報告されたときには、今までどおり採決をとって、それを了承する、しないの意思を示すべきだというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 当然、疑義を感じた重篤な状態になるというふうな場合には、当然そこで議員からの発言があり、執行部に問いただし、そして、その中で不明である疑義に感じた部分の解決を図るべきだと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 今の、はっきり答えてほしいんですけど、議運でこの問題が提起されたこと自体がちょっと異常なんですけども、議運が議会の議会運営を粛々と守るのが仕事なんですけども、そこに諮られたときに、当初、報告案件なら報告事項で済ませようという案も同時提出されておりました。そのことについては、同僚議員がそれは困ると。通常今までどおりの報告案件としてきちっと議会に掲げろということで決着がついたと思います。

今の提出者の発言ですと、そこ辺がちょっとあいまいになっているんで、これまでどおりの報告案件として、議会の議題として供するのかどうか、そこ辺だけ、だけじゃない、まだほかにありますけども、ちょっと明確にしてほしいんですが。

○議長（**渕野けさ子君**） 11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 当然この経緯という部分を外れた、経緯でない事案に対しての疑義が発生して、それを問題化してその責任を問うというふうになりますれば、当然報告の中で質疑からそれに対する反対というふうに、疑義が生じた場合には動いていくものだと私は認識しております。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 疑義が発生する、発生しないにかかわらず、報告案件として議会の議題に供するという点について確認をしたわけですから、重大とか軽微とか、いろいろな

問題じゃなしに、専決処分したら、従来は報告案件として議題に供してその了承を受けるというふうになっただけなんですけども、それは引き続きやるということが前提だったように私は記憶しているんですけども、そこまでしなくて、重大な疑義云々で尺度を設けるのかどうか。要するに、専決処分したらすべて報告案件とするかどうか、その辺だけはっきりさせたいんですけど。

それで、いま一つは、冒頭に言いましたように、このことを議運の委員長として提出者になるということ自体は、私は議会の自殺行為だというように考えるんですが、あなた自身はそういうふうには考えないですか。

○議長（**渕野けさ子君**） 11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 結論から申しますと、考えません。というのも、まず議会と執行部というのは、よく例えられますが車の両輪だと。そして、1歩離れて、2歩以上離れない。いわゆる信頼関係も土台に置いた是々非々の態度でこの議会に臨む。我々議員も、また執行部も。そのようなやりとりの中で、こういう案件が報告の義務を持ちながら、承認はまだそこには入ってこないんですけども、180条を適用すれば報告は義務づけられておりますから、したがって、何ら問題が発生するとは、私は考えておりません。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君、最後です。

○議員（**12番 西郡 均君**） 議題に供するかどうかということが抜かっているんですよ。その報告は従来どおり報告なんですけども、由布市議会で報告案件をやっぱりきちっと議題に供して今日まで来てました。委任した専決であっても、すべて議題に供するということが前提だったように記憶してるんですけどね。そのことの確認をしているんですが、そのことについて明確に提出者は言ってないんで、そこを明確に言ってほしいんですけども。議題に供しないんですか。

○議長（**渕野けさ子君**） 11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 当然報告としての議題になるのは当たり前ですね。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。1番、鷺野弘一君。

○議員（**1番 鷺野 弘一君**） 鷺野ですが、今回この問題にまずなったのは、去年の12月の28日ですか、湯布院であったことがこの問題になったと思うんですけども、その件については、市長会のほうからお金が出たということで理解をしております。そういう問題に関しては早く解決しなければいけないと思うんですけども、これは自動車の交通事故になりましたときには、これはもう自賠責というものが出てくると思います。任意保険にも入っていると思いますけども、これを安易にどこまで専決として片づけるのかというのが私理解ができないんですけども、やはり、これには各保険会社の保険マンが入りましてやることになります。特に、自賠責になりますと、自賠責算定料率会という会があります。これは東京海上の2階にございますけども、そこ

でやっています。自賠償に関しましては、自賠償は国庫でございます。

だから、そういうふうなものを考えたときに、安易に何を基準として、その専決にお金を片づけるのかというのがまずわかりません。これは市役所のほうで、もうこれは早く片づけんと悪いから片づけたと。100万円払ったとしても、これは自賠償のほうの専門家が、これは80万円しかかからんときには、その間の20万円なにかのお金は、じゃあだれが出すのかというふうになると思います。そこのところを、ちょっとどういうふうな解釈というんですか、算定をするのかというのを、ちょっとその辺を教えてくださいなんですが。

○議長（**渕野けさ子君**） 11番、溝口泰章君。

○議会運営委員長（**溝口 泰章君**） 中身につきまして——中身というか、保険の中身は損保ジャパンでございますので、そこの契約に基づいた交渉の後に、100%からそれこそゼロ%までの負担割合が決まるということでございますから、一つ一つの案件に対しての負担はそれぞれ違ってくると思いますし、先だつての湯布院の公園のけがにつきましては、あれは100%の保険適用ということで決着しておりますし、また、その中身においても、先ほど来申し上げているように、軽易なことで、それによって日々の生活の糧を失ったりするということが起きましたので、日当計算をして支払い金額を決定して、そして、この分をということで損保ジャパンとの交渉で100%の支払いだというふうに落ち着いておりますので、ケース・バイ・ケースでいろいろと違うとは思いますが、負担は100%以外になりましたら、当然一般財源からの供出ということになると思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 1番、鷲野弘一君。

○議員（**1番 鷲野 弘一君**） もう一般財源からお金を出すということは、まず自動車の交通事故のなんかにおいてははないと思うんですよね。これは保険に入れば、大体もう保険屋さんが全部見てくれる。だから、そうしたときに、その査定をじゃあどのようにするかという問題だけであって、別に早く専決をしなくても、自動車保険なんか、もう保険屋さんが中に入ってしてくれれば済むことであって、何かぼくは、一般のこの前のような12月の事故の場合のことにしましては理解がしますけれども、この自動車保険に関しては、私たちのような素人があんまり言うことではないんじゃないかと思うんですけれども、そこのところをもう少し教えてください。

別にこれは損保ジャパンがいいとか、損保ジャパンが悪いとかじゃなくて、私の保険も損保ジャパンですから、損保ジャパンはもう信用しております。それで、もう事故が終わった後でも対処が大変よくて、ここの会社ほど終わった後に事故が完了しましたという連絡をくれる会社はいままでなかったぐらい、私はいい会社だと思っておりますけれども、別に保険会社が悪いというわけじゃなくて、そこまで私たちが踏み込む必要があるのかなというのがちょっとわからないものですから。

だから、専決で120万円まで払うというけども、そこまでしなくても、保険屋さんがもう少しここんところはぴしゃっとしてくれんじやないかと思うんですけども。そして、まして一般財源から出すお金でもないんですから。何か納得が僕はできないというところなんです。

○議長（**浏野けさ子君**） 11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 交通事故にもいろいろケースがあると思います。実際に、けがの程度とか、そして事故によって職業生活ができなくなったとか、そういうケースによつての賠償額の決定ですから、その間に保険屋さんがそれぞれ代理で入つて仲を取り持つというのは、これまた当然ですし、本来であれば、交通事故ということに限定してしまえば、もう何種類も対応が考えられると思います。

だから、その辺はきちんとした行政の交渉が、責任が出てきますし、そのあたりは何ら問題がなくなるんじゃないかと思つておりますけどね。

○議長（**浏野けさ子君**） 1番、鷺野弘一君。

○議員（**1番 鷺野 弘一君**） 最後になりますけど、ここに自動車事故ということ限定で書いてるものですから、このような質問をしたわけですけども、私たちもやっぱり今まで、私も、この中で誰以上事故をして、やっぱり保険屋さんとの対処をそのようにしてきました。それで、やはり5分5分の事故であろうと、やはり相手方の出方によっては、もう泣きの涙で10、ゼロで印鑑を押せということなんかもしたこともございます。

そうしたときに、やはりそこに保険屋さんがそこにおいて、やっぱりそれだけの対応をしてくれてますから、別にこのことに対して私は120万円までとかいう限定もする必要がないし、もうこのことに関しては削除しても、後はもう自動車屋さんに任せていいんじゃないかというふうなことを思うんですけど、そこは、まあ違ふといたら、そうかもしれませんが。私の今までの経験から、やっぱりこれは違ふんじゃないかなと思います。済みません。

○議長（**浏野けさ子君**） 答弁はいいですか。

○議員（**1番 鷺野 弘一君**） いいです、もう。

○議長（**浏野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**浏野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） この条例を制定することに反対をいたします。反対の一番の理由は、この条例を制定する必要がないからです。先ほども申し上げましたけれども、私は、この軽易な事件について専決処分をしてはいけないというふうには申し上げておりませんし、すべきでないとも申し上げておりません。こういうのは専決処分をしていいと思います。

だけれども、今ある地方自治法179条を根拠に今までどおり専決処分して、議会にかけて、議会が承認すればいいんであって、それをわざわざ180条の規定で専決処分ができるようにする必要は全くないんです。で、一番大きいのは、専決処分をした後に承認議決をとるか、報告をするだけでいいのかという部分が大きく違うわけです。

で、先ほど同僚議員から、こういうことを議員側が発議するというのは、議会の自殺行為だというふうに言われましたけれども、私が一番反対をしている根拠は、議会の権限に関する考え方です。議会が執行部と、先ほど提案者が言ったように車の両輪となって、信頼関係をもとにより関係で執行していくのであれば、わざわざ180条を規定して報告案件だけにせず、179条で専決してもらって、で、承認をするときにきちんと議会が理解を示せばいいと思うんです。

この専決処分というのは、議会の議決権、議会の権限を執行部、市長に一部ゆだねるということです。要するに、自分の権限を市長側に一部渡すわけです。議会の権限をみずから市長に渡すことを、なぜ議員が自分から発議するのか、そこが私は納得がいきません。むしろ、今、地方自治法の改正の論議の中では、179条の専決に関する取り扱いすら、もう少し議会の権限を強めるべきだという改正が検討されております。議会権限が執行部と対等になるためにも、その運用については、私はむしろこれを逆行させる。今、この180条で条例をつくっている市町村は、むしろこの条例を廃止して、179条での専決処分にすべきだという方向に、私はいくべきだと思います。

もうちょっと簡単に言いますと、この条例をつくらずに、179条の専決処分事項で市長が専決処分をして、それを承認で議会にかけたときに、議会が真っ二つに割れたり、あるいは議会が全く反対が多数で、こんなことをとても認められないという承認議決がとれないような事項を、市長が専決すべきではありません。

そういうことがわかっているのであれば、報告事項で済ますのではなくて、きちんと当然議会も承認できる内容で専決をすべきだと思います。

私は、議会がみずから自分の権限を失うようなそういう自殺行為をするような条例を、自分たちでつくるべきではないというふうに思いますので、議会の権限を守るためにも、この条例制定には反対をいたします。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子**君） 次に、原案に賛成者の討論はありますか。5番、二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治**君） 発議案ということで、議会からの発議でまさか反対があると思っていなかったんで、別に用意してなかったんですけど、由布市長の専決処分事項に関する条例の制定について賛成の討論をいたします。

私たちは、地方自治法という法律の中でいろんな議会の運営等も行っています。そういう中で、

特に96条の中で議決事件というのがあります。で、これはその中で特に予算と条例について議会の議決が要するというので、たとえ市長であろうと、1円の金を予算に計上していなければ使うことができないというようなことになっています。

そういう中で、この179条と180条については、その96条の例外規定だという具合に考えてます。もう今さら言うことはないと思うんですけど、特に179条については、その長の専決処分ということで、このことについては、その後一番近い議会の中で議会の承認を求めるといふ具合になっています。この問題についても、先ほど同僚議員が言われましたように、安易に179条で長の専決を行ってもらっても困ります。

しかし、180条との違いというのは、議会のほうから信頼関係に基づいて、さらに言えば、事務の迅速化とか、簡素化とか、そういう中で、議会からこのことについては、まだ言えば、軽易な事項については委任しましょうということで180条はあると思います。そういうことで、私は179条と180条というのは、この自治法の中でもまるっきり違うものだというぐあいに気持ちを持っています。

そういうことで、やはりこういう180条がある以上、その範囲を決めて、そして、特に先ほどから言われておりますように、湯布院でこういう事件も起きましたし、今からも起こる可能性もあります。そういうときに、そういう180条のぎりぎりの中で、事務担当者が向こうとの交渉をしながらいい方向に持って行くということも必要じゃないかという具合に思っています。

しかし、先ほどから何回も言われておりますように、その議会の承認とその議会の報告という大きな違いがありますので、安易に180条は報告でいいからというような気持ちじゃなくて、承認を求めるような気持ちの中で厳正なこの条例の執行をしていただきたいという具合に思っています。

そういうことで、私は、この条例について賛成をいたします。

○議長（**瀧野けさ子**君） ほかに討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均**君） 賛成討論の中でちょっと気になる部分があったんで。179条と180条が全く違うというんじゃないんで、179条の中でしなくていいですよというのが180条なんですよね。だから、決定的な違いというのは、あなたが最後に言った部分なんですよ。議会の承認を受けるような気持ちでと言いましたけど、その気持ちじゃなくて、提出者にお尋ねしたら、きちっと議題に供するというふうに言っていただきました。

ただ、議題に供した結果、179条と180条の採決でたとえ否が出て、180条の場合は委任していることですから、それに対して否決しても、その議会の効力がないんですよ、議決の。179条では、否決した場合効力が発生して、市長のその専決は認められないんです。その重大なところを、もと幹部職員であったにもかかわらず、そこを全く違うなどとして、そこを欠落し

たような討論をしていただいて、私は非常に悲しくなるんですけども、その重大な点を、やっぱり相違を確認して、先ほど、同僚議員きちつと言いました。こういうことで、議会の議決まで、専決委任条例まで必要でないんじゃないかというふうに言いました。全くそのとおりだと思います。基本的に、やっぱり保険屋の立場でいろいろ言っていましたけども、そうじゃなしに、こういうこと自身は、やっぱり客観的に事実関係を明らかにして、議会の場で議論して、そして決着をつけるというのが正しいんですから、これを委任して市長に一任するなんちゅうことを、議会側からやっちゃいますなんちゅうことは、もう言語道断、認めるべきでない。断固反対。ここで議会の姿勢が問われます。皆さん、反対しましょう。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。8番、佐藤郁夫君。9番です。済みません。

○議員（**9番 佐藤 郁夫君**） 9番、佐藤郁夫です。私は違うと思うんですね。結局、179条、180条、地方自治法できちつと決めてるんです。で、一番争点がございます。179条、180条のね。やっぱり時間的余裕のないという余裕のないのは、いつであるかというのは、やっぱり議会を開くいとまがないちゅうのが179条で、180条につきましては、やはり1週間程度の、そういう時間があるんです。そういう考えで地方自治法はつくっていると、私は考えています。

したがって、結果的に何のためにこの条例を制定するかというのは、やっぱり市民のためなんです。というのは、前の事案もありましたが、訴訟や損害賠償などで対応して、市にとって不利益が生じないということは、やっぱり市民に不利益が生じないようにするために、そういうやっぱり条例が当然必要だと私は思っていますし、例えば、今まで言われていますように、突発的で高額な部分は、当然議会が審議をしてやらなきゃならんのですよ。だから、この軽易というのが比較的軽い事案でありますから、議会から市長へ委任して迅速な解決を図っていただこうと。

したがって、今回の条例は、もうずっとこれ核心であります。いたずらに議会の権限を弱めたり、市長のその権限を強めたりするのではない。先ほどからずっと言われています。お互いの信頼関係が大事であると。そういう中から、私はつくる必要があると、そういうことでありますので、私は賛成討論といたします。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。4番、長谷川建策君。

○議員（**4番 長谷川建策君**） 4番、長谷川です。最後を締めますので。やはりつくったほうがいいと思います。今回の湯布院での公園の件ですが、相手がやはり、大変失礼やけど、やくざ屋さんとか、右翼の方とか、ある場合があるんですね。そういう場合、やっぱり専決でぱっと。担当の人は大変やったと思います。詳しいことはわかりませんが。そういう場合が必ずあります。即座に決めて、長引かんごと、27万円が100万円になることもあるかもしれません。だから、常識的に考えたらいいと思います。

以上、賛成で終わります。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第4、発議第3号日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の日米密約の公表・破棄を求める意見書を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第5、発議第4号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第6、発議第5号保育所・児童入所施設的环境改善を求める意見書を議題とし

て、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） お尋ねします。

保育所・児童入所施設、保育所ちゅうのは、旧挟間保育所が挟間保育園になって、大体保育園のことだと理解できるんですけども、児童入所施設というのがどういうところを指しているのか、由布市内の例でお示しいただきたいんですが。ちなみに、厚生労働省管轄の学童保育所、あそこも保育に欠ける児童ということで一定の基準がありますけども、そういうところも該当しているのかどうか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（淵野けさ子君） 9番、佐藤郁夫君。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） 養護施設ということで、2歳から18歳……

○議長（淵野けさ子君） マイクを、郁夫議員マイクを当ててください。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） 施設と思いますし、保育所は市内にありますけど、児童施設につきましては、市内ではちょっと今のところ頭に浮かんでできません。

○議長（淵野けさ子君） 12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 学童保育所は保育所じゃないんですかね。放課後児童クラブ。含まれるか、含まれないかだけ教えてください。

○議長（淵野けさ子君） 9番、佐藤郁夫君。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） それはちょっと私もわかりません。

○議長（淵野けさ子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵野けさ子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵野けさ子君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（淵野けさ子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第7、発議第6号EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵野けさ子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀏野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**瀏野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第8、発議第7号選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対する意見書を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。6番、**小林華弥子君**。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 提出者にちょっと質問を2点ほどさせていただきます。

提出者と賛成者は10名の議員さんがいらっしゃいますけれども、意見書の発議について、私の記憶では、要望書や陳情書が上がったわけでもなかったと思うんですけども、この10名の議員さんはどういう集まりの議員さんなんでしょうか。

それと、意見書の中で下から3行目ですか。最後の部分、「よって、国家及び政府においては、特定の勢力による主張に安易に同調することなく」というふうに書かれておりますけど、この特定の勢力というのは何のことをいっているのか、教えてください。

○議長（**瀏野けさ子君**） 15番、**田中真理子さん**。

○議員（**15番 田中真理子君**） お答えいたします。

まず初めに、その10名ですけど、別に深い意味はありません。これが出た段階で、保守的と思われる方も仕方ないんですが、考えが古いんでしょうけど、この意見に賛成の方々がこういった10名になります。私も含めてですが。

それと、今、特定の勢力の主張によるとありますが、それは、はっきり言って民主党です。民主党がこういうふうにして出してきたということは、これは歴史的な流れもあるんですが、その「INDEX2009」の中にこういうことが織り込まれておまして、今の民主党では、これを今回提出するような方向に行っているということです。

○議長（**瀏野けさ子君**） 12番、**西郡均君**。

○議員（**12番 西郡 均君**） 賛成者の一員である人からお聞きしますと、お隣の韓国は夫婦別姓だそうです。別姓で、あそこは儒教の国で、家族の一体感が物すごく強くて、離婚なんか、日本と比べてどうなのかわからんですけども、特徴的に離婚件数が日本より非常にあそこは多いんですかね、韓国。

○議長（**瀏野けさ子君**） 15番、**田中真理子さん**。

○議員（**15番 田中真理子君**） わかりません。そこまでちょっと調べておりませんが、わかりません。ただ、韓国はその儒教の教えを受けて、離婚率は別姓でも少ないといいますが、日本

は、どういうわけか仏教が多いのか、まあキリスト教とか、そういう異教徒が多いのかわかりませんが、さほど信心深さにおいては、私少し劣るのではないかと思います。そういう面においても、本来はもう少しその辺を、日本人としては大切にしてもらいたいですけども、比較的私その辺は、まあ国民性もあるんでしょうけど、日本はそういう宗教に依存してというか、家としての仏教といいますか、真宗とか、いろんな禅宗とかありますけど、個人的に見たらそこまでないんじゃないかと思うんですが、これは私の個人的な見解になります。

○議長（**渚野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 今のを聞いていますと、事ほど民法とは関係なさそうに思うんですけど、そういう点でいえば、あえてこういうことを言う必要があったのかなというふうに思います。もう少し研究されて、議員さんの名前を見ましたら、すばらしい人たちいっぱいいるので、もう少し慎重にされて、とりあえず取り下げたほうがいいんじゃないかと、私は思いますけど。

○議長（**渚野けさ子君**） 15番、田中真理子さん。

○議員（**15番 田中真理子君**） 大変申しわけございませんが、今回慎重に審議をいたしました。で、私たちは、今、社会情勢が非常にいろんな事情で離婚や親子関係、それから子どもの虐待とかいうのが年々ふえております。その原因がやはりどこにあるかという、やはりきちっとした家族というものが構成されている中で守られていく日本の文化というものがあるんじゃないかと思えます。

その辺で、これは今後ずっと結論が出るまでと言ったらおかしいんですけど、引き続き議論されなければならない問題かと思いますが、今の時点では、私はこれには反対をしております。で、今回このような意見書を出してもらいたいと思って取り上げました。

以上です。

○議長（**渚野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論はありませんか。討論はありませんか。6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 意見書を提出することに反対をします。

実は、ぎりぎりまで賛成しようか、反対しようか迷っておりました。今でもちょっと、100%自信は持っていませんけども、夫婦別姓を認めるべきかどうかということについては、この意見書にも書いてあるとおり、今まさに国民世論は真っ二つに分かれているのが現状です。国民的合意に至っていないというのも事実です。先日、世論調査ですと、50%ぐらいを超える国民がなかなか夫婦別姓を認めるということには賛成しかねるということだったようです。そういう意味では、改正はまだ慎重にすべきではないかなと思って反対をする気持ちも私も十分わかり

ます。

ただ、夫婦別姓を求めている背景も理解できますし、そういう意味では、まだ議論が十分に熟していない。ましてや、由布市議会の中で議論が十分に練り上げられたとは、私には思えません。私自身も考えるところがあるほどです。先ほど、慎重に審議したけれども、引き続き議論されるべき問題であるというのであれば、今、何もわざわざ意見書を出す必要もないのではないかと思うのが一つと、あともう一つ、これは選択的夫婦別姓ですから、夫婦別姓を推進しているものではなくて、夫婦別姓を選択できるように許容するものであるので、これを認めたからといって一気に夫婦別姓が進むというふうには、私は考えられないと思います。

今、実際夫婦別姓が認められなくて、結婚してどちらかの姓にするときに、現実的には選択できるはずですがけれども、97%が妻のほうが姓を変えているという事実があります。

こういう意味では、現実を見て、やっぱり公平ではないなという実感を持っている女性が多いというのも事実だと思いますし、それから、あと、歴史的に日本が夫婦同姓だったということは間違いで、日本が夫婦同姓を取り入れ始めたのは近世以降ぐらいのもので、つい最近のことだと私は認識しております。例えば、昔の北条正子だとか、日野富子だとか、武田信玄の三女の方だとか、みんな今でいえば夫婦別姓だったわけで、これが歴史的認識だというふうには私は思いません。

そういう意味では、まだまだいろいろ議論をして、いろんな考え方をまとめる時期ではないかなというふうに思います。そういうときに、こういうことをぜひ議会全体で議論をしたかった。何か保守的と思われるメンバーの10名と言われてますけど、私自分のことを保守的だか、革新的だかわかりませんが、もうちょっと議論したら、私は、これは、むしろ今改正すべきではないというふうに考えられるかなという思いもありますので、ぜひ議員全体で議論する場をつくってほしかったというふうに思います。私が夫婦別姓を選択するか、しないかの時期が迫っているとは思いませんので、そういう意味でももうちょっとゆっくり議論をしたいなと思いますので、今、この意見書を出すことについては反対いたします。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、原案賛成者の討論はありませんか。7番、高橋義孝君。

○議員（7番 **高橋 義孝君**） 7番、高橋です。ただいま議題となっております選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対する意見書の賛成の立場から討論をさせていただきます。

民法第750条は、結婚に際して夫婦は夫か妻のどちらかの氏を名乗ることを定めております。近年、男女雇用機会均等法の制定や女性の社会進出に伴い、結婚後も仕事を続けることが多くなり、選択的夫婦別姓の導入が検討され始めましたが、家族のきずなを薄める恐れがあり、家族のあり方にかかわることから、導入には大きな問題があると私は考えています。

それにもかかわらず、千葉法務大臣は、選択的夫婦別姓導入のための民法改正法を今通常国会に提出する意向を表明しております。しかしながら、平成18年度の内閣府の世論調査でも、夫婦別姓に賛成しているのが36.6%に過ぎません。家族の問題について、国民的な議論がそれこそなされていないまま、無理やり改正案が押しとおされる懸念があります。選択的夫婦別姓の問題点としては、夫婦同姓をもって家族のあり方と生きてきた日本の伝統的な家族観を崩壊させ、家族軽視の風潮をさらに助長し、家庭を崩壊させるおそれがあります。

また、個人情報保護法が施行され、その過剰反応が問題となっている中、選択的夫婦別姓が導入されれば、外見上正式な夫婦と事実上の夫婦の区別が困難となり、社会的混乱を招くほか、性の道徳の混乱を引き起こすおそれすらあると私は考えています。

さらに、選択的夫婦別姓は、親子間の姓の不一致、親子別姓ももたらします。親子や家族の一体感を損なうこととなります。選択的夫婦別姓が続けば、親、子、孫と姓がばらばらになる可能性もあり、家、家族の連続性を損ない、祖先の祭祀や墓の維持、継承に重大な影響を与えます。このように、夫婦別姓となった場合には家族の混乱はますます増大し、国家、社会に重大な影響をもたらしかねないものであります。

世界各国の状況を見ると、夫婦同姓はオーストラリアやスイスなど、多くの国で採用されています。夫婦同姓を原則として例外的に婚姻前の姓の付加を認めるなど、ファミリーネームを統一させている国もあります。このように世界の国々は家族を尊重する精神に基づいて、ファミリーネームの維持に努めております。したがって、夫婦別姓は世界の潮流ではありません。

で、私たちは地域、会社、学校などさまざまな共同体に属し、それを通じて社会に参画をしています。その中でも、人が最初に属し最も身近な共同体が家族であり、社会がうまく機能するためにも、人が心穏やかに生きるためにも家族は不可欠なものであります。先人は、家族という形態を今日まで維持し続けてきました。目先の状況に振り回されるのではなく、こういった歴史の事実をしっかり踏まえていかなければなりません。選択的夫婦別姓の導入で家族の解体が進めば、同じ社会にいる私たちは多かれ少なかれ影響を受けます。自分は同姓を選択するから関係ないと言っている場合ではありません。時代とともに生じてきた問題の解決に努力することは必要ですが、世界を見ても、日本の歴史を見ても、自分の家族、子どもたちの存在を考えても、家族と言う形態は今後も維持すべき大切なものであります。

私たち一人一人が家族という運命共同体の中で培ってきたものの大切さを思うとき、家族の解体を目標に据えた選択的夫婦別姓の導入は、決して認められるものではありません。

このようなことから、選択的夫婦別姓の導入に大反対をし、この意見書の提出に賛成の立場からの討論とさせていただきます。良識ある議員各位の御賛同を心よりお願い申し上げます。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） あえてこういうことを意見書で上げる必要はないということで反対討論なんですけども、やっぱり手続き上、同僚議員も主張しましたように、さきの定例会でもこの問題がやっぱり出て、基本的に議会全体の意見書として上げる場合は、委員会での議論を踏まえようという意見が出て、2つ今回その事例として、片方は委員会で議論して、委員会ですすようにしました。片や、今回の提出については、さきの指摘にもかかわらず、この最終日まで提出者、賛同者をそろえて最終日に出すということで、具体的な議論がやっぱり煮詰まらないんですね。

そういうやり方をこのまま続けるのかという点でいえば、それは法的には何の問題もないでしょうが、こういうやり方はできるだけしてほしくない。やっぱり議会できちっと議論して、その中で多数で委員会の中で賛同者あるいは提出者を——別に賛成者を募っても結構なんですけども、そういう議論を経た上でやるということをやらないと、先ほど言った具体的な根拠、あるいは、質疑の中でも出ましたように、文化的なそういう面でこの問題を解決するのか、それとも、法的なこれをやらなきゃならないのかということに踏み込んでできないという部分があります。

そういう残念なことになるんで、ここで一挙に多数決を仕切って意見書を提出しようというんではなしに、やっぱりもう少し議論を深めていったほうがよいというふうに私は思います。そういう点で、今回の意見書採決には反対をいたします。

○議長（渚野けさ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渚野けさ子君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立18名〕

○議長（渚野けさ子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第9. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（渚野けさ子君） 次に、追加日程第9、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しておりますように閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

追加日程第10. 議員派遣の件について

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、追加日程第10、議員派遣の件についてを議題とします。

会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することにし
たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付
いたしました内容で議員を派遣することに決定いたしました。

○議長（**渕野けさ子君**） 以上で、今期定例会の議事日程はすべて終了いたしました。

市長、閉会あいさつ。市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 平成22年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつ
を申し上げます。

去る2月25日に開会いたしました第1回定例会も本日をもって閉会となります。議員各位には
本当に長期間にわたり議案等を精力的に御審議いただきまして、まことにありがとうございます
した。

今議会において提案申し上げました報告、承認議案につきまして、すべて原案のとおり承認・
御可決をいただきましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。まことにありがとうございます
しました。

さて、県内にも昨年より10日も早く桜の開花宣言がなされました。いよいよ春本番となって
まいります。市におきましては、新年度を控えたこの3月末で多くの部課長が定年退職をいたし
ます。それに伴いまして、4月1日付で多くの希望に満ちた職員を採用しているところでござい
ますが、世界的な金融危機がいまだに続く中、国における各種経済危機対策等につきまして、私
どもも注視しながら、全職員一丸となって適切な事業の執行などに努めてまいりたいと考えてお
ります。新年度におきましても、議員皆様方の御支援と御協力をお願いを申し上げたいと思いま
す。

また、議員皆様におかれましては、健康に十分御留意なされまして、議員活動にお励みいただ
きたいと考えております。

終わりにになりましたが、今議会大変お疲れでございましたし、ありがとうございました。心か
らお礼を申し上げまして、閉会のごあいさつにさせていただきます。本当にありがとうございます

した。

○議長（**瀧野けさ子君**） 閉会に当たりまして、議長より皆様へ一言ごあいさつを申し上げます。

バンクーバー冬季オリンピックや県内一周駅伝大会の真ただ中の2月25日に開会いたしました平成22年度第1回定例会は、本日までの23日間にと長期にわたっての御審議大変に御苦労さまでございました。

執行部におかれましても、本会議、委員会審議と懇切丁寧な対応に感謝申し上げます。

大分県地方は桜の開花宣言が発表され、桜の開花と同時に、由布市にも春の喜ばしい便りが届きました。一昨日は、地元紙の第18回大分合同新聞社賞の16の個人団体の中で、由布市から池辺稲生さんがシイタケ部門で、そして、浦田健治郎さんが乳製品部門で受賞の発表がありました。

また、過日には、大分県の椎茸料理コンクールで最優秀賞として、挾間の梅野勝市さんも受賞されております。

また、市民が一体となって存続運動に取り組んでいる由布高校においても、定数160名に対して最終入学発表によりますと、ほぼ定数に達する合格がなされたとのことです。今後も由布市民とともに、この由布高校の存続に向けての支援と協力を努力をいたしましょう。

一方、3月17日には、私たち由布市民にとって忘れることのできない湯布院塚原の野焼き事故の1周忌が現地で行われ、副議長とともに現地に出向き、地元塚原地区の主催する1周忌の会場に市長ともども、そのみたまに霊をささげたものです。

また、21年度に公務中の不慮の事故でお亡くなりになりました亡き佐藤一起消防司令補の御冥福も、改めまして御遺族の皆様におくやみを申し上げる次第でございます。

さて、合併後5年目を迎え、由布市のまちづくり、行財政運営も安定運営型から積極・果敢型のまちづくりの運営の1年目を迎えるかのような、きらりと光り輝く事業が随所に見られます。行財政改革を進める中で、総合計画に沿っての市民福祉向上や経済対策、雇用対策のための予算が計上されており、その説明に当たる職員の真剣なる光り輝くまなざしに頼もしさも感じた次第でございます。どうぞ、光り輝く事業や予算が絵にかいたもちにならないよう、さらなる奮起でチーム首藤市長、チーム由布市として議論を重ねる中で成果が上がることを御期待申し上げ、地域の自治を大切にされた由布市のまちづくりの一步一步を進めていただきますことを強く念じております。

結びに、ことし3月で定年退職や勸奨退職されます職員の皆さんは、合併後の事務調整や由布市の立ち上げなど、長年の公務員としての職務の御労苦に感謝申し上げます。

また、大分県職員として合併後の4年強の歳月を由布市の学校教育の基礎を築くための御尽力を賜り、大分県職員に復帰いたします秋篠義隆学校教育課長の御労苦に、改めて感謝申し上げます。

す。

以上をもちまして、平成22年第1回由布市議会定例会を閉会いたします。議員各位には健康に御留意の上、議員活動にお励みいただきますことを念じ、私のあいさつを終わります。

これにて平成22年第1回由布市議会定例会を閉会いたします。

午後3時37分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員